

平成 23 年 9 月 30 日

各 位

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
(コード番号 8316)
株式会社三井住友銀行

三井住友銀行によるプロミスに対する公開買付けの開始及び
三井住友フィナンシャルグループ又は三井住友銀行による
プロミスの第三者割当増資の引受けのお知らせ

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（取締役社長：宮田孝一、以下「SMFG」）の完全子会社である株式会社三井住友銀行（頭取：國部毅、以下「SMBC」又は「公開買付者」）は、平成 23 年 9 月 30 日開催の取締役会において、関係当局の許認可等を前提として、SMFG 及び SMBC の持分法適用関連会社であるプロミス株式会社（代表取締役社長：久保健、コード番号：8574、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」）市場第一部、以下「プロミス」又は「対象者」）が発行する普通株式、株式報酬型ストックオプション第 1 回新株予約権（以下「第 1 回新株予約権」）、株式報酬型ストックオプション第 2 回新株予約権（以下「第 2 回新株予約権」）及び株式報酬型ストックオプション第 3 回新株予約権（以下「第 3 回新株予約権」）。第 1 回新株予約権及び第 2 回新株予約権と併せて「本新株予約権」と総称）並びに 2015 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」）を公開買付け（以下「本公開買付け」）により取得することを決議しました。また、SMFG 及び SMBC は、同日開催の各社取締役会において、プロミスによる第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」）を SMFG 又は SMBC が引き受けることをそれぞれ決議いたしました。SMFG は、プロミスによる本第三者割当増資の完了後に、SMFG を株式交換完全親会社、プロミスを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）を行うことで、プロミスを完全子会社化（以下「本完全子会社化」）することを企図しております（本公開買付け、本第三者割当増資及び本完全子会社化の一連の取引を併せて以下「本件取引」と総称）。

また、本件取引に関連して、同日、SMFG、SMBC 及びプロミスは、基本契約（以下「本基本契約」）を締結しており、また、SMFG 及びプロミスは株式引受契約（以下「本引受契約」）を締結しております。

記

I. 本件取引の目的及び経緯

1. 目的及び経緯

SMBC の完全親会社である SMFG は、銀行業務を中心として幅広い金融業務をグループで展開する、本邦を代表する銀行持株会社であり、SMBC はその中核となる国内有数の商業銀行です。SMFG では、日本をマザーマーケットとする金融グループとして、本邦のお客さまの金融ニーズにしっかりと応えるとともに、戦略事業領域にフォーカスし、新たな規制等に対応しつつ、グローバルにも競争力を有する事業基盤及び企業基盤の確立を目指しております。具体的には、「個人向け金融コンサルティングビジネス」、「法人向けトータルソリューションビジネス」、「アジアを含む新興国における商業銀行業務」、「証券・投資銀行業務」、「非アセットビジネス（決済・アセットマネジメント等）」の五つを経営上重要な戦略事業

領域に選定し、メリハリの効いた業務戦略をグループ一体となって実行するとともに、その業務戦略を支える確固たる企業基盤の確立を進めております。消費者金融事業やクレジットカード事業等のコンシューマーファイナンス事業については、個人向け金融コンサルティングビジネスのラインナップの一つとして、グループ内連携等の強化を推進しております。

一方、プロミスは、昭和 37 年に関西金融株式会社として設立され、その後の社名変更や合併等を経て、昭和 55 年よりプロミス株式会社として事業を展開しております。昭和 38 年にプロミスが始めた新しい消費者金融サービスは、連帯保証人や物的担保を必要としないだけでなく、システムによる即時融資と、限度額内で繰り返し利用できる高い利便性（現在のリボルビングシステム）を提供するものであり、社会から大きな支持をもって迎えられました。その後、店舗や A T M のネットワークを全国に広げ、精度の高い情報システムや与信システムを構築することによって、お客様の多様な資金ニーズに迅速に対応できる体制を整えました。プロミスが平成 23 年 6 月 27 日に提出した第 50 期有価証券報告書によれば、平成 23 年 3 月 31 日現在、プロミスのグループ全体で約 189 万人の顧客（貸付件数）を有し、貸付残高は約 8,795 億円となっております。

SMFG とプロミスは、コンシューマーファイナンス事業において国内トップの地位を構築することを目指し、平成 16 年にコンシューマーファイナンス事業における戦略的業務・資本提携を行い、プロミスと SMFG 及び SMBC の持分法適用関連会社化するとともに、SMBC とプロミスにより個人向け無担保ローン事業を共同で展開しています。なお、以下に記載のとおり、SMFG グループにおけるコンシューマーファイナンス事業は市場規模の縮小といった厳しい事業環境に直面しているものの、SMBC とプロミスが共同で展開する個人向け無担保ローン事業（カスケード事業）はこれまで堅調に推移してきており、貸付残高は順調に拡大しております。

SMFG グループでは、①コンシューマーファイナンス事業は、利息返還請求の高止まりに加え、上限金利規制や貸金業者に対する総量規制の導入に伴う市場規模の縮小といった厳しい事業環境に直面しているものの、依然として、相対的に利ざやが厚く、継続して安定した利益水準が見込める事業であり、中長期的に、個人消費を支えるリテールビジネスのラインナップの一つとして重視していきたいと考えていること、②お客さまの選好の相違等により銀行と消費者金融会社は補完関係にあるため、プロミスが SMFG グループの顧客基盤拡大に寄与するものであること、及び③プロミスの審査その他のノウハウは SMFG グループのコンシューマーファイナンス事業戦略上不可欠であることから、プロミスグループをコンシューマーファイナンス事業における中核的存在の一つとして位置づけております。

現在、プロミスを取り巻く経営環境は、上記のとおり依然として厳しい状況にあります。プロミスは「質・量ともに No. 1 のコンシューマーファイナンスカンパニー」としての確固たる地位を築くべく、積極的に事業構造改革を進めています。具体的には、有人店舗の全廃や大幅な人員削減といった経営効率化を進める一方で、三洋信販株式会社やアットローン株式会社との統合を実現し、効率的かつ高品質な顧客サービスの提供が可能な営業体制への変革を進めるとともに、プロミス店舗への SMBC のローン契約機や A T M の設置、SMBC 店舗のローン契約機のプロミスへの開放、オリックス・クレジット株式会社のカードローンの一部に対する保証業務の提供など業容拡大に向けた様々な取組を行っております。

こうした中、SMFG 及び SMBC は、内外における健全な消費者金融ニーズに応じて、SMFG グループのコンシューマーファイナンス事業をさらに強化し、早期に確固たる収益基盤を構築するためには、プロミスと SMFG グループ各社との連携を一層強化し、グループ一体でのより迅速かつ機動的な意思決定が可能となる体制を整備する必要があり、併せて、プロミスを中心としたコンシューマーファイナンス事業の拡大を効果的に実現するためには、プロミスの財務基盤の強化が必要との認識に基づき、平成 23 年 8 月初旬から、プロミスとの間でかかる体制整備及び財務基盤の強化に向けた検討・協議を開始し、本日、以下に記載のとおり、SMBC による本公開買付けを経て最終的に SMFG がプロミスと完全子会社化するとともに、本公開買付け後にプロミスによる本第三者割当増資を SMFG 又は SMBC が引き受けることを通じて早期にプロミスの財務基盤を強化することが最適であると判断するに至りました。

プロミスにおいても、コンシューマーファイナンス事業をリテールビジネスのラインナップの一つとして重視し、プロミスグループをコンシューマーファイナンス事業における中核的存在の一つとして位置づける SMFG の完全子会社となることで、SMBC ブランドや SMBC の営業チャンネルを積極的に活用することによる営業展開力の強化、SMFG グループのグローバルな経営資源を活用した海外事業の強化、資金調達や本社機能に要する経営資源の営業推進等への再配分といった施策が可能となり、大きなメリットが期待できるものと考えているとのことです。このような観点から、本完全子会社化により SMFG グループ各社との連携を強化すること及びプロミスの事業・財務基盤を抜本的に強化することは、業界における競争優位の確立、さらにはプロミスの企業価値の向上に資するものであり、また、SMFG グループの経営資源の更なる活用等により、効率的かつ機動的な事業経営を行うことが可能となるという面からも、プロミスの収益力強化に繋がるものと判断するに至ったとのことです。

SMFG が、プロミスを完全子会社化した後は、SMFG グループ各社との協働の一層の推進や SMBC ブランド及び SMBC の営業チャンネル等の積極的な活用に加え、プロミスによる SMFG 又は SMBC に対する本第三者割当増資によって強化された財務基盤を最大限活用してプロミスのさらなる業容拡大を図り、他の SMFG グループ各社とあわせ、コンシューマーファイナンス事業における SMFG グループの地位をより強固なものとしてまいります。

2. 完全子会社化後の業務連携強化の方向性

SMFG、SMBC 及びプロミスは、平成 23 年 9 月 30 日付の本基本契約において、SMFG によるプロミスの完全子会社化後の業務連携強化について合意しております。具体的には、相互の業務連携を一層強化すべきとの共通認識の下、速やかに業務連携委員会を設置し、法令等で許容される範囲で、以下の分野等につき具体的検討を行い、相互の連携を強化していくことを合意しております。

- ① プロミスと SMBC の販売チャンネルの共同利用の更なる推進
- ② SMBC ブランドを活用したプロモーションの強化
- ③ SMBC との協働によるアジア・リテール展開の促進
- ④ サービサーやミドル・バック機能（注）のグループ内集約による効率化
- ⑤ SMFG グループ各社の審査ノウハウ、その他各種情報の共有化の推進

（注）ミドル・バック機能とは、事務をはじめとする後方・支援業務などのことです。

II. 本公開買付けについて

1. 買付け等の概要等

（1）本公開買付けの概要

公開買付者は、本日現在、対象者の普通株式 27,926,750 株（平成 23 年 6 月 30 日現在の対象者の発行済株式の総数（134,866,665 株）に対する割合にして 20.71%（小数点以下第三位を四捨五入））を保有して持分法適用関連会社としておりますが、この度、公開買付者の完全親会社である SMFG による対象者の本完全子会社化を最終的な目標として、公開買付者が、対象者の発行済株式（新株予約権及び新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行又は移転される対象者の普通株式を含みます。以下同じです。以下「対象者株式」）の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）並びに本新株予約権及び本新株予約権付社債の全ての取得を目的とした本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数（以下「買付予定数」）に上限及び下限を設定しておりません。また、SMFG、公開買付者及び対象者は、本公開買付けにより公開買付者が対象者株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、原則として、本株式交換を含む一連の手続きを経て対象者を SMFG の完全子会社とすることを予定しております。

なお、対象者公表の平成 23 年 9 月 30 日付「三井住友銀行による当社株式等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」によれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、後記「(2) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及び意見書の取得等」に記載の株式価値算定書及び意見書、「⑤ 対象者における利益相反のおそれを排除するためのプロジェクトチームの設置」に記載のプロジェクトチームからの報告内容並びに「⑥ 対象者における独立した第三者委員会の設置」に記載の UBS 証券会社（以下「UBS 証券」）及び西村あさひ法律事務所から得た説明及び第三者委員会による答申書その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格（以下「本公開買付価格」）、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」）、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限及び下限を設定していないこと並びに本公開買付けの撤回等の条件その他 SMFG による対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けの条件について慎重に協議・検討を行った結果、本公開買付けを経て SMFG の完全子会社となることで、SMFG グループ各社との連携を強化すること及び対象者の事業・財務基盤を抜本的に強化することは、対象者の収益力強化に繋がり、対象者の企業価値及び株主共同の利益の観点から最善の方策であると判断するとともに、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、SMFG グループ以外の対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。以上の理由により、対象者取締役会は、本日開催の取締役会において、①本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、②対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨決議したとのことです。また、併せて本新株予約権及び本新株予約権付社債に関して本公開買付けに応募するか否かについては、対象者は、本新株予約権及び本新株予約権付社債にかかる買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権の保有者及び本新株予約権付社債の保有者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

なお、対象者取締役のうち、渡邊正三氏は平成 23 年まで、岩波雅彦氏は平成 22 年まで、それぞれ公開買付者の従業員であったため、利益相反の回避の観点から、いずれも対象者取締役会の本公開買付けへの賛同を含む本件取引に関する審議及び決議には参加していないとのことであり、また、公開買付者及び SMFG との協議・交渉にも参加していません。

本公開買付けの賛同に係る平成 23 年 9 月 30 日開催の取締役会においては、上記 2 名の対象者取締役を除く取締役全員が出席し、その全会一致により上記決議を行っているとのことです。また、当該取締役会には、対象者の監査役 4 名全員（社外監査役 2 名を含みます。）が出席し、いずれも、上記決議に異議はない旨の意見を述べているとのことです。

(2) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者は、本日現在において対象者の親会社ではありませんが、(i) 公開買付者は対象者株式 27,926,750 株を保有しており、対象者は公開買付者の持分法適用関連会社であること、(ii) 公開買付者の完全親会社である SMFG 及び公開買付者と対象者とは業務・資本提携関係にあること、(iii) 公開買付者又は SMFG は、本第三者割当増資の引受けを通じて対象者の支配株主となることが見込まれること等に鑑み、公開買付者及び対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下の措置を講じております。

① 財務アドバイザーからの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の価格を決定するにあたり、SMFG 及び公開買付者の財務アドバイザーであるゴールドマン・サックス証券株式会社（以下「ゴールドマン・サックス」）に対し、対象者の普通株式の株式価値算定を依頼し、ゴール

ドマン・サックスが作成した平成 23 年 9 月 30 日付の株式価値算定書（以下「GS 算定書」）をゴールドマン・サックスより受領しております。なお、公開買付者は、本新株予約権及び本新株予約権付社債に係る算定書は取得しておりません。またゴールドマン・サックスは、SMFG 及び公開買付者の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(i) 普通株式

SMFG 及び公開買付者は、まず、対象者の経営陣が SMFG 及び公開買付者に提示した情報に基づき、対象者及びその子会社・関連会社に関する財務予測を作成するとともに、本公開買付けに関して企図されている取引の戦略的合理性及び潜在的な利益の評価を行い、また、対象者の経営陣との間で、対象者の過去・現在に及ぶ事業活動、財務状況及び将来の見込みに関する検討を行いました。

ゴールドマン・サックスは、上記の GS 算定書及び下記のフェアネス・オピニオンを作成する過程の一環として、市場株価分析、配当割引モデル（DDM）分析及び類似会社比較法を行いました。なお、DDM 分析及び類似会社比較法については、ゴールドマン・サックスによる使用につき SMFG 及び公開買付者の了承を得た、上記の SMFG 及び公開買付者の経営陣が作成した対象者の財務予測に基づいております。各手法の分析結果として、対象者の 1 株当たり価値として下記のレンジが示されております。

1. 市場株価分析 314 円～889 円

市場株価分析については、平成 23 年 9 月 29 日を基準日として、過去 52 週間における対象者の株価終値に基づいております。

2. DDM 分析 687 円～878 円

DDM 法については、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に支払われる配当を現在価値に割り引いて対象者の株式価値を分析しております。

3. 類似会社比較法 792 円～1,170 円

類似会社比較法については、平成 23 年 9 月 29 日を基準日として、完全に類似しているわけではないものの、分析の目的のために対象者と事業内容等が類似すると考えられる上場会社を選定し、直近の公開情報に基づいて計算される類似会社の平成 25 年 3 月期の予測 PER 倍率を、SMFG 及び公開買付者の経営陣が作成した対象者の財務予測数値に適用して株式価値を算出しております。

ゴールドマン・サックスのアドバイザー・サービス、GS 算定書及び下記で言及されているゴールドマン・サックスのフェアネス・オピニオンは、SMFG 及び公開買付者の取締役会が本件取引を検討するにあたり、情報を提供し支援する目的のためだけに提供されたものです。ゴールドマン・サックスは、SMFG、公開買付者あるいはそれぞれの取締役会に対して特定の公開買付価格を推奨したことはなく、また、特定の公開買付価格を唯一適切なものとして推奨したこともありません。前提条件、手続き、考慮事項及び分析における制約事項の詳細については、下記の（注）をご参照ください。

ゴールドマン・サックスの財務分析、GS 算定書及び下記で言及されているゴールドマン・サックスのフェアネス・オピニオンは必然的に、平成 23 年 9 月 30 日における経済環境、金融環境、市場環境、その他の状況、及び当該日現在においてゴールドマン・サックスに提供された情報のみに基づいており、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づき、その財務分析、GS 算定書又はフェアネス・オピニオンを更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。また、SMFG 及び公開買付者の経営陣が準備した対象者に関する財務分析及び予測については、SMFG 及び公開買付者の経営陣において現時点で得られる最善の予

測及び判断を反映して合理的に準備されたものであることを、SMFG 及び公開買付者の同意に基づき、前提としております。なお、特に明記されている場合を除き、ゴールドマン・サックスがその財務分析において使用した定量的情報のうち市場データに基づくものは、平成 23 年 9 月 29 日以前の市場データに基づいており、必ずしも現在の市場の状況を示すものではありません。

なお、公開買付者は、本公開買付け開始日現在において対象者株式 27,926,750 株（対象者が平成 23 年 8 月 12 日に提出した第 51 期第 1 四半期報告書に記載された平成 23 年 6 月 30 日現在の対象者の発行済株式の総数 134,866,665 株に対する所有割合にして 20.71%（小数点以下第三位を四捨五入））を直接保有しています。

その上で、公開買付者は、ゴールドマン・サックスによる上記分析結果を参考にしつつ、対象者との間で生み出されるシナジー効果、潜在的な利息返還請求を含む対象者の事業面、法務面及び会計・税務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の平成 24 年 3 月期に係る業績予想の修正内容、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格算定の際に付与されたプレミアムの事例も踏まえ、総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、平成 23 年 9 月 30 日開催の取締役会において、本公開買付け価格を 1 株当たり 780 円と決定いたしました。SMFG 及び公開買付者はゴールドマン・サックスより、下記の（注）に記された制約事項、前提条件及びその他の考慮事項を含む一定の条件の下に、本基本契約において企図された本件取引との関連で、当該日現在において本公開買付け価格が公開買付者の完全親会社である SMFG にとって財務的見地から公正である旨の平成 23 年 9 月 30 日付フェアネス・オピニオンを受領しています。

なお、本公開買付け価格である 1 株当たり 780 円は、公開買付者による本公開買付けの開始についての公表日の前日である平成 23 年 9 月 29 日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値 559 円に対して 39.5%（小数点以下第二位を四捨五入、以下本項の%の数値において同じ。）、過去 1 ヶ月間（平成 23 年 8 月 30 日から平成 23 年 9 月 29 日まで）の終値の単純平均値 528 円（小数点以下切り捨て、以下本項の円の数値において同じ。）に対して 47.7%、過去 3 ヶ月間（平成 23 年 6 月 30 日から平成 23 年 9 月 29 日まで）の終値の単純平均値 602 円に対して 29.6%、過去 6 ヶ月間（平成 23 年 3 月 30 日から平成 23 年 9 月 29 日まで）の終値の単純平均値 605 円に対して 28.9%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

（注）ゴールドマン・サックスによる対象者の普通株式に関する財務分析、GS 算定書及びフェアネス・オピニオンの作成を行うにあたっての前提条件、手続き、考慮事項及び分析における制約事項の詳細に関する補足説明は以下のとおりです。

ゴールドマン・サックス及びその関連会社（以下併せて「ゴールドマン・サックス・グループ」）は様々な個人及び法人顧客のために、投資銀行業務、財務アドバイザー・サービス、商業銀行業務、証券取引、投資顧問、自己勘定投資、フィナンシャル・プランニング、報酬に関する助言、リスク管理、ヘッジ取引、資金調達、仲介業務その他の金融及び非金融業務並びにサービスに従事しています。これらの通常業務を行うなかで、ゴールドマン・サックス・グループは、第三者、SMFG、公開買付者及び対象者並びにそれらの関係会社のエクイティ証券、負債性証券及びその他の証券（又は関連デリバティブ証券）並びに金融商品（銀行ローンその他の債務を含みます。）、又は本件取引にかかるいずれかの通貨及びコモディティにつき、自己又は顧客の勘定で常に買い持ち又は売り持ちのポジションを取り、又は投資し、積極的に取引を行う又は取引を成立させることがあり得ます。ゴールドマン・サックスは、本件取引に関し SMFG 及び公開買付者の財務アドバイザーを務め、本件取引の交渉に一定の関与をしました。ゴールドマン・サックスは、本件取引に関するゴールドマン・サックスのサービスに対して報酬を受領する予定であるほか（その報酬の主要な部分は本件取引の完了を条件としています。）、SMFG 及び公開買付者は、ゴールドマン・サックスが要した実費を負担すること、及びゴールドマン・サックスが財務アドバイザーを務めることに起因する一定の債務に対して損害補償することに同意しています。また、ゴールドマン・サック

ス・グループは、(i)平成21年10月に行われたSMFGによる日興コーディアル証券株式会社とそれに関連する事業の取得に関してSMFG及び公開買付者の財務アドバイザーを務め、(ii)平成22年1月に行われたSMFGの普通株式360,000,000株の公募増資のジョイント・グローバル・コーディネーターを務め、(iii)平成22年2月に行われた、公開買付者により発行されたユーロ建劣後特約付無担保永久社債及び米ドル建劣後特約付無担保永久社債並びにSMFG Preferred Capital USD 1 Limitedにより発行された米ドル建配当非累積的永久優先出資証券並びにSMFG Preferred Capital GBP 1 Limitedにより発行された英ポンド建配当非累積的永久優先出資証券の公開買付けについて、SMFG、公開買付者、SMFG Preferred Capital USD 1 Limited及びSMFG Preferred Capital GBP 1 Limitedのリード・ディーラー・マネージャー兼ストラクチャリング・エージェント（それぞれの買付総額は368,635,000ユーロ（額面金額ベース）、1,022,747,000米ドル（額面金額ベース）、1,000,859,000米ドル（残余財産分配請求権額ベース）、426,424,000英ポンド（残余財産分配請求権額ベース））を務め、(iv)平成22年5月に行われた株式会社SMFGカード&クレジット（以下「FGCC」）による株式会社セディナの支配権取得に際してSMFG及びFGCCの財務アドバイザーを務めるなど、SMFG及び公開買付者並びにそれらの関係会社に対して随時投資銀行サービスを提供しており、それらに関してゴールドマン・サックス・グループの投資銀行部門は報酬を受領しており、また、将来において受領する可能性があります。さらに、ゴールドマン・サックスは、将来、SMFG、公開買付者及び対象者並びにそれらの関係会社に対して、投資銀行業務を提供する可能性があり、ゴールドマン・サックス・グループの投資銀行部門はそれらに対する報酬を受領する可能性があります。

財務分析の実施、GS算定書及びフェアネス・オピニオンの作成にあたり、ゴールドマン・サックスは、本基本契約、本引受契約、対象者の平成23年3月31日に終了する5事業年度の有価証券報告書、平成22年10月1日に対象者と合併した三洋信販株式会社の平成22年3月31日に終了する4事業年度の有価証券報告書、対象者の平成23年6月30日に終了する第1四半期の第1四半期報告書、その他の対象者による対象者の株主に対する一定のコミュニケーション、対象者の経営陣が作成した対象者の内部財務分析及び予測、SMFG及び公開買付者の経営陣が作成した対象者の財務分析及び予測（それぞれゴールドマン・サックスの使用についてSMFG及び公開買付者の了承を得ています。以下「本件財務予測」）等について検討しました。また、ゴールドマン・サックスは、対象者経営陣から対象者の過去及び現在の事業・財務状況及び将来の見通しへの評価について話を聞いたほか、SMFG及び公開買付者経営陣から対象者の過去及び現在の事業・財務状況、将来の見通し、本件取引の戦略的意義及び享受することが期待されている利益についてのSMFG及び公開買付者の評価について話を聞きました。さらに、ゴールドマン・サックスは、対象者の普通株式の市場価格及び取引状況を検討し、対象者の財務及び株式市場についての一定の情報を他の公開会社の類似の情報と比較し、国内消費者金融業界を中心に業界一般の最近の公開買付事例について財務条件を検討し、ゴールドマン・サックスが適切と思量するその他の調査と分析を実施し、その他の要因を考慮しました。

財務分析の実施、GS算定書及びフェアネス・オピニオンの作成にあたり、ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスに対して提供され、ゴールドマン・サックスが話を聞き、又はゴールドマン・サックスが検討した財務、法務、規制、税務、会計その他に関する情報全ての正確性及び完全性について、何ら独自の検証を行う責任を負うことなく、これに依拠し、またこれを前提としており、かかる情報についていかなる責任も負うものではありません。ゴールドマン・サックスは、本件財務予測がSMFG及び公開買付者の経営陣によって現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備されたものであることを、SMFG及び公開買付者の同意に基づき、前提としています。さらに、ゴールドマン・サックスは、対象者、SMFG又は公開買付者或いはそれらの子会社における個々の債権に関する分析を行っていないほか、資産及び負債（偶発的なもの、派生的なもの又は貸借対照表に計上されていない資産及び負債を含みます。）について独自の評価或いは鑑定を行っておらず、かかる評価書又は鑑定書も入手していません。ゴールドマン・サックスは貸倒引当金及び利息返還損失引当金の妥当性を評価するうえで必要となる債権ポートフォリオを評価する専門家ではなく、従って、ゴールドマン・サックスは、対象者における適切な引当金の金額について、SMFG及び公開買付者の経営陣よりゴールドマン・サックスに提供された推計値に依拠しています。ゴールドマン・サックスは、本件取引を完了するために必要な全ての政府、監督機関その他の許認可が、SMFG、公開買付者又は対象者、若しくは本件取引から期待される利益に対して、ゴールドマン・サックスの分析に実質的な効果をもたらすような悪影響を何ら与えることなく得られることを前提としています。ゴールドマン・サックスは、本件取引（本公開買付けと本第三者割当増資を含みます。）が、本基本契約及び本引受契約に規定された条

項に基づいて実行され、かかる条項に関してゴールドマン・サックスの分析に実質的な効果をもたらすような影響を持つ放棄又は修正がないことを前提としています。

ゴールドマン・サックスによる財務分析、GS 算定書及びゴールドマン・サックスによるフェアネス・オピニオンは、本件取引を行うに際しての SMFG 及び公開買付者の経営上の意思決定或いは SMFG 及び公開買付者がとりうる他の戦略的手段と比較した場合における本件取引の利点について見解を述べるものではなく、いかなる法律、規制、税務、会計上の見解を示すものでもありません。ゴールドマン・サックスによるフェアネス・オピニオンは、フェアネス・オピニオンの日付現在において、公開買付者が本基本契約に基づいて本公開買付けに際して対象者普通株式 1 株に対して支払う本対価が、SMFG にとって財務的見地から公正であることのみを述べております。また、本基本契約、本引受契約若しくは本件取引におけるその他のいかなる条項若しくは事象、又は本基本契約において企図されている若しくは本件取引に関連して締結若しくは修正されるその他全ての契約若しくは法的文書におけるいかなる条項若しくは事象（公開買付者、SMFG 及び公開買付者の各種有価証券の保有者、債権者、その他の利害関係者にとっての本株式交換、本第三者割当増資、本件取引の公正性、又は本件取引又は本引受契約に関連して受領される対価の公正性を含みますがこれらに限られません。）本件取引に関連して SMFG、公開買付者又は対象者の役員、取締役、従業員等に対して支払われる又は支払うべきあらゆる報酬の金額又は性質、本基本契約に基づいて行われる本公開買付け又はその他の取引において公開買付者によって対象者普通株式 1 株に対し支払われる本公開買付け価格の公正性について、ゴールドマン・サックスは見解を示すものではなく、ゴールドマン・サックスのフェアネス・オピニオンはそれらにつき言及するものではありません。ゴールドマン・サックスは、対象者の普通株式及び SMFG 普通株式の将来の取引価格や、本件取引の影響による SMFG、公開買付者又は対象者の支払能力や存続性、SMFG、公開買付者又は対象者のそれぞれの債務についてその支払期日における弁済能力についての意見を一切述べるものではありません。GS 算定書及びゴールドマン・サックスのフェアネス・オピニオンは対象者の普通株式、新株予約権、新株予約権付社債のいずれの保有者に対しても、本公開買付け又はその他の事柄に対する対象者の普通株式、新株予約権、新株予約権付社債の応募を推奨するものではありません。なお、ゴールドマン・サックスのフェアネス・オピニオンは、ゴールドマン・サックス・グループのフェアネス・コミッティの承認を受けております。

フェアネス・オピニオンの作成は複雑な手続きであり、ゴールドマン・サックスによる財務分析、GS 算定書及びゴールドマン・サックスのフェアネス・オピニオンについて、その一部の抽出又は要約説明は必ずしも適切ではありません。その財務分析を全体として考慮することなく一部の分析結果又は上記の要約を選択することは、ゴールドマン・サックスの財務分析及び GS 算定書及びフェアネス・オピニオンの作成の基礎をなす過程についての不完全な理解をもたらすおそれがあります。ゴールドマン・サックスはいずれの要素或いは実施したいずれの分析に依拠するものではありません。

(ii) 新株予約権

本公開買付けの対象となる本新株予約権は、対象者の取締役、執行役員又は従業員等に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権の新株予約権者は、対象者の取締役、監査役、執行役員及び執行役員規程を適用する顧問のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 5 年の間に限り新株予約権を行使することができることとする条件が設けられており、また、本新株予約権の新株予約権者が、本新株予約権を譲渡（本公開買付けにおける売付けを含みます。）するには、対象者取締役会の承認を要するものとされており、当該条件及び規定により、公開買付者は、本公開買付けにより本新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないと解されることから、本新株予約権の買付価格は 1 個当たり 1 円と決定しています。

(iii) 新株予約権付社債

本新株予約権付社債の額面金額 10,000,000 円を本公開買付け開始日現在において有効な転換価額である 2,820 円で除した数 (3,546 株) (1 株未満の端数切り捨て)

に本公開買付価格である 780 円を乗じた金額である 2,765,880 円を、本新株予約権付社債の額面 10,000,000 円当たりの買付価格とすることを決定しています。なお、本新株予約権付社債の転換価額は、本第三者割当増資の実施に伴い、本第三者割当増資の払込期日の翌日以降、1 株当たり約 2,662 円に調整される見込みですが、本公開買付けによる本新株予約権付社債の買付けはかかる本新株予約権付社債の転換価額の調整前に行われることから、本公開買付け開始日現在において有効な転換価額である 2,820 円を基準として本新株予約権付社債の額面 10,000,000 円当たりの買付価格を決定しています。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及び意見書の取得等

(i) 普通株式

対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公開買付者、SMFG 及び対象者から独立した第三者算定機関であるアーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社（以下「E&Y」）に対して、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 23 年 9 月 28 日付で E&Y から株式価値算定書を取得するとともに、株式価値算定書の算定結果等に基づき、本公開買付価格が対象者の公開買付者以外の普通株主にとって一定の範囲内において財務的見地から妥当である旨の意見書を取得しているとのことです。E&Y による対象者の株式価値の算定結果は、以下のとおりであるとのことです。

E&Y は、対象者の株式価値を算定するに際して、対象者より提出された対象者の事業計画等を検証の上、多面的に評価することが適切であると考え、市場株価法、DCF 法及び修正簿価純資産法を用いて対象者の株式価値算定を行ったとのことです。

(a) 市場株価法

E&Y は、市場株価法が上場会社の株式市場における株価を基に株式価値を判断する方法であり、上場会社の株式価値評価に適した最も客観的な評価手法であると考え、市場株価法を採用しているとのことです。E&Y は、対象者が平成 23 年 3 月期の決算発表を実施した平成 23 年 5 月 13 日の翌営業日（同月 16 日）から同年 9 月 28 日までの、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値の最大値及び最小値を基に、対象者の普通株式 1 株当たりの価値を 492 円～722 円と算定したとのことです。

(b) DCF 法

E&Y は、DCF 法が企業の事業活動によって生み出される将来のキャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であり、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の価値評価を行う上で適した手法であると考え、DCF 法を採用しているとのことです。E&Y は、対象者より提出された対象者の事業計画等を基礎として、対象者株主に帰属する将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって、対象者の普通株式 1 株当たりの価値を 312 円～569 円と算定したとのことです。

(c) 修正簿価純資産法

E&Y は、修正簿価純資産法が貸借対照表上の資産及び負債を基礎として時価に基づく含み損益を反映させた純資産価額によって株式価値を評価する手法であり、金融資産が主要資産である対象者に適した評価手法であると考え、修正簿価純資産法を採用しているとのことです。E&Y は、平成 23 年 3 月 31 日現在の対象者の連結貸

借対照表の簿価純資産額に、資産及び負債の時価評価に伴う加減算額を調整し、また平成 23 年 3 月 31 日から同年 6 月 30 日までの簿価純資産の変動を反映して修正純資産額を算出し、対象者の普通株式 1 株当たりの価値を 97 円～193 円と算定したとのことです。

なお、E&Y は対象者の株式価値算定にあたり検討した公開情報及び対象者から提供を受けた財務に関する情報その他一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っていないとのことです。また、E&Y は対象者から提供を受けた財務予測その他将来に関する情報については、対象者の経営陣により現在可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、対象者の経営陣の予測に従い対象者の財務状況が推移することを前提としており、E&Y は独自の調査をすることなくこれらの予測及びこれに関連する資料に依拠しているとのことです。E&Y による対象者の株式価値の算定は、対象者による平成 23 年 9 月 30 日付の業績予想及び配当予想の修正の内容、平成 23 年 9 月 28 日までの対象者に関する追加情報及び経済条件等を反映したものであるとのことです。

(ii) 新株予約権

後記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けにより本新株予約権を買い付けたとしても、これを行行使できないと解されることから、本新株予約権 1 個当たりの買付価格を 1 円と決定しました。対象者としては、本新株予約権については、株式報酬型ストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権 1 個当たりの買付価格が 1 円とされていることに鑑み、第三者算定機関である E&Y から価値算定書又は買付価格の妥当性に関する意見を取得していないとのことです。また、対象者は、本新株予約権にかかる買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、平成 23 年 9 月 30 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権の保有者のご判断に委ねる旨の決議を行っているとのことです。

(iii) 新株予約権付社債

後記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」に記載のとおり、公開買付者は、本新株予約権付社債の額面金額 10,000,000 円を本公開買付け開始日現在において有効な転換価額である 2,820 円で除した数(3,546 株)(1 株未満の端数切り捨て)に本公開買付価格である 780 円を乗じた金額である 2,765,880 円を、本公開買付けにおける本新株予約権付社債の額面金額 10,000,000 円当たりの買付価格としております。なお、本新株予約権付社債の転換価額は、本第三者割当増資の実施に伴い、本第三者割当増資の払込期日の翌日以降、1 株当たり約 2,662 円に調整される見込みですが、本公開買付けによる本新株予約権付社債の買付けはかかる本新株予約権付社債の転換価額の調整前に行われることから、本公開買付け開始日現在において有効な転換価額である 2,820 円を基準として本新株予約権付社債の額面 10,000,000 円当たりの買付価格を算定しています。対象者としては、本新株予約権付社債の当該買付価格は本新株予約権付社債の額面金額を下回ること、また、後記「(6) その他」に記載のとおり、本株式交換が行われることとなる場合には、本新株予約権付社債は、その繰上償還条項に従って要項に基づき算出される額面金額と同額以上の金額で繰上償還される予定であること等に鑑み、本新株予約権付社債については、第三者算定機関である E&Y から価値算定書又は買付価格の妥当性に関する意見を取得していないとのことです。また、対象者は、本新株予約権付社債にかかる買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、平成 23 年 9 月 30 日開催の対

象者取締役会において、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権付社債の保有者のご判断に委ねる旨の決議を行っているとのことです。

③ 買付け等の期間を比較的長期間に設定

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、比較的長期間である 30 営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保すると同時に、他の買付者による買付け等の機会を確保しております。

④ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本件取引に関わる審議に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、公開買付者、SMFG 及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所を選任し、同事務所より本件取引に係る諸手続について法的助言を受けているとのことです。

⑤ 対象者における利益相反のおそれを排除するためのプロジェクトチームの設置

対象者は、本件取引に関する対象者の意思決定において恣意的な判断が行われる可能性を可及的に排除することを目的として、対象者取締役のうち、平成 23 年まで公開買付者の従業員であった渡邊正三氏、平成 22 年まで公開買付者の従業員であった岩波雅彦氏及び平成 21 年まで対象者の大株主である公開買付者の従業員であった田代智彦氏を除いた、公開買付者及び SMFG から独立性が高い取締役である久保健氏及び立石義之氏並びに執行役員である北角誠英氏から構成されるプロジェクトチーム（以下「本件 PT」）を設置し、本件 PT が公開買付者との間で本公開買付けに関する協議・交渉を行うとともに、対象者のフィナンシャル・アドバイザーである UBS 証券から助言等を受けながら、対象者の立場から本公開買付けを含む本件取引について検討し、その是非等について慎重に検討を重ねたとのことです。

⑥ 対象者における独立した第三者委員会の設置

本件 PT は、平成 23 年 8 月 3 日、本件取引の適正性及び公正性を確保するとともに、本件取引に係る交渉及び意思決定手続の透明性及び客観性を確保することを目的として、公開買付者、SMFG 及び対象者から独立した外部の有識者である日比谷パーク法律事務所の弁護士水野信次氏、対象者社外監査役である森博彰氏及び安永隆則氏の 3 名によって構成される第三者委員会を設置し、第三者委員会に対し、(i) 本公開買付価格を含む本公開買付けの条件の妥当性、及び、(ii) 対象者が、本公開買付価格を含む本公開買付けの条件が対象者の公開買付者以外の少数株主に不利益なものでないと判断し、本公開買付けに対する賛同意見を表明することの妥当性についての見解を諮問したとのことです。

第三者委員会は、平成 23 年 8 月 11 日より同年 9 月 28 日まで合計 5 回開催され、上記諮問事項について検討を行ったとのことです。第三者委員会は、上記諮問事項の検討にあたり、対象者から、公開買付者の提案内容、本公開買付価格を含む本公開買付けの条件その他本件取引の条件についての公開買付者との協議・交渉の状況、後記「(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本公開買付け後に予定される一連の手続の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等についての説明を受けるとともに、対象者役員等へのヒアリングを行ったとのことです。また、第三者委員会は、E&Y が対象者に対して提出した

対象者の株式価値算定書及び意見書を参考にするとともに、E&Y から対象者の株式価値評価及び意見書に関する説明を受けたとのことです。加えて、第三者委員会は UBS 証券及び西村あさひ法律事務所からも、本件取引の手続に関して説明を受けたとのことです。さらに、第三者委員会は、第三者委員会の独自のリーガル・アドバイザーとして公開買付者、SMFG 及び対象者から独立した法律事務所である二重橋法律事務所を選任し、本件取引について法的助言を受けており、平成 23 年 9 月 28 日付で、本件取引の一環としての本公開買付けの条件及びかかる本公開買付けに対し賛同意見を表明するとの対象者取締役会の判断が法的見地から妥当であり、かつ対象者取締役の善管注意義務に反するものではない旨の法律意見書を取得しているとのことです。第三者委員会は、これらの検討を前提として、平成 23 年 9 月 29 日に、対象者取締役会に対して、(i) 本公開買付け価格を含む本公開買付けの条件は妥当であること、及び (ii) 対象者が、本公開買付け価格を含む本公開買付けの条件が対象者の公開買付け以外の少数株主に不利益なものでないことと判断し、本公開買付けに対する賛同意見を表明することは妥当であること（本公開買付け価格を含む本公開買付けの条件が対象者の公開買付け以外の少数株主に不利益なものでないことを含みます。）を内容とする答申書を提出しているとのことです。

⑦ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認

対象者取締役会は、E&Y から取得した株式価値算定書及び意見書、本件 PT からの報告内容、UBS 証券及び西村あさひ法律事務所から得た助言並びに第三者委員会の答申書その他の関連資料を踏まえ、本公開買付け価格、公開買付け期間、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限及び下限を設定していないこと並びに本公開買付けの撤回等の条件その他 SMFG による対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する条件について慎重に協議、検討を行った結果、本公開買付けを経て SMFG の完全子会社となることで、SMFG グループ各社との連携を強化すること及び対象者の事業・財務基盤を抜本的に強化することは、対象者の収益力強化に繋がり、対象者の企業価値及び株主共同の利益の観点から最善の方策であると判断するとともに、本公開買付け価格及び本公開買付けのその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、SMFG グループ以外の対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。以上の理由により、対象者取締役会は、本日開催の取締役会において、①本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、②対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨決議したとのことです。また、併せて本新株予約権及び本新株予約権付社債に関して本公開買付けに応募するか否かについては、対象者は、本新株予約権及び本新株予約権付社債にかかる買付け価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権の保有者及び本新株予約権付社債の保有者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者取締役のうち、渡邊正三氏は平成 23 年まで、岩波雅彦氏は平成 22 年まで、それぞれ公開買付けの従業員であったため、利益相反の回避の観点から、いずれも対象者取締役会の本公開買付けへの賛同を含む本件取引に関する審議及び決議には参加していないとのことであり、また、公開買付け及び SMFG との協議・交渉にも参加しておりません。

本公開買付けの賛同に係る平成 23 年 9 月 30 日開催の取締役会においては、上記 2 名の対象者取締役を除く取締役全員が出席し、その全会一致により上記決議を行っているとのことです。また、当該取締役会には、対象者の監査役 4 名全員（社外監査役 2 名を含みます。）が出席し、いずれも、上記決議に異議はない旨の意見を述べているとのことです。

⑧ 価格の適正性を担保する客観的状況の確保

対象者は、SMFG との間で締結した平成 23 年 9 月 30 日付株式引受契約において、本第三者割当増資が完了するまでの間、一定の経営統合、組織再編、資本提携、資本参加、株式譲渡、事業譲渡、資産譲渡等の競合取引に関し、直接又は間接を問わず、第三者に対する勧誘を行ってはならず、また、対象者の連結子会社をしてこれらを行わせず（ただし、公開買付者以外の者から対象者の株式等に対する公開買付けその他の対象者に対する買収の提案が行われた場合において、既に SMFG と対象者との間で当該株式引受契約が締結されていることを考慮してもそれらの義務を履行することが対象者の取締役又は監査役の会社法上の善管注意義務に反する可能性がある」と合理的に判断される場合は、この限りではありません。）、第三者からこれらの競合取引に関する提案、情報提供の要請等を受けた場合、SMFG 及び公開買付者に対して、速やかにその事実（当該第三者の名称を含みます。）及び内容を書面により通知の上、その善後策について SMFG 及び公開買付者と協議する旨合意しています。

上記を除き、公開買付者と対象者は、公開買付者以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗買付者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っていません。

(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、SMFG、公開買付者及び対象者は、原則として、関係当局の許認可等を前提として、本公開買付け終了後、SMFG を株式交換完全親会社、対象者を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことにより、SMFG が対象者株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得し、本完全子会社化を実施することを企図しております。

本株式交換が実施される場合においては、対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の対価として SMFG の普通株式を割り当て、交付することを予定しており、SMFG の普通株式 1 株以上を割り当てられた対象者の株主は、SMFG の株主となります。本株式交換は、その効力発生日を平成 24 年 4 月頃を目途として実施する予定です。また、SMFG は本株式交換の対価として交付する SMFG の普通株式を、本株式交換に先立ち市場買付け等により取得した上で交付することを予定しております。なお、本株式交換は、会社法第 796 条第 3 項本文に定める簡易株式交換により、SMFG における株主総会の承認を受けずに実施される予定です。また、本株式交換は、会社法第 784 条第 1 項に定める略式株式交換により、対象者における株主総会の承認を受けずに実施される可能性があります。

本株式交換が実施される場合における株式交換比率は、本公開買付け終了後に SMFG と対象者がそれぞれの株主の皆様が利益に十分配慮して協議の上で決定しますが、本株式交換により対象者の株主の皆様が受け取る対価（SMFG の普通株式。ただし、1 株未満の端数が割り当てられた場合は、当該端数売却代金の交付となります。）を決定するに際しての対象者株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格を基準にする予定です。本株式交換に際しては、完全子会社となる対象者の株主の皆様は、会社法その他関連法令の手續に従い、対象者に対して株式買取請求を行うことができ、この場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

なお、SMFG、公開買付者及び対象者は、本株式交換が、対象者の株主の皆様を適切に反映し、その賛同を得た上で実施されることを確保するとの観点から、(i) 本公開買付けに対して応募された対象者株式の総数が対象者の発行済株式の総数（対象者が保有する自己株式を除きます。また、本第三者割当増資において発行される株式数は含みません。）から本公開買付けの開始日現在において公開買付者の保有する対象者株式の数を控除した数（以下「少数株主保有株式数」）に占める比率（以下「少数株主応募比率」）が 50%超に達した場合（この場合、対象者が平成 23 年 8 月 12 日に提出した第 51 期第 1 四半期報告書に記載された平成 23 年 3 月 31 日現在の総株主の議決権 2,535,922 個に対する本

公開買付け後の公開買付者の保有議決権の比率は 61.02%（小数第三位を四捨五入）超となります。）には、本完全子会社化の実施につき対象者の株主の皆様への十分な理解が得られたものと判断し、本株式交換を実施いたしますが、（ii）少数株主応募比率が 50%以下となった場合においては、本公開買付けに対して応募された対象者株式の総数に本公開買付けにおける応募勧誘の際又は本公開買付け後に本株式交換に賛同する旨の意向を表明した対象者株主（公開買付者を除きます。）の保有する対象者株式の数を加えた数が、少数株主保有株式数から所在不明等により本公開買付けにおいて応募勧誘を直接行うことができなかった株主の保有株式数を控除した数に占める比率が 50%超に達したものと、SMFG、公開買付者及び対象者において確認した場合に限り本株式交換を実施するものとし、かかる確認ができない場合には、本株式交換の実施を見合わせ、又は本株式交換の内容を変更することができる旨合意しております。ただし、いずれの場合も、本株式交換の実施は、対象者の第三者委員会から本株式交換の実施及び内容につき少数株主に不利益でない旨の意見を取得することを条件とします。本株式交換の実施及び内容は、平成 24 年 2 月頃を目処に決定する予定ですが、具体的な手続及びその実施時期については、対象者との間で協議の上、決定次第、速やかに公表いたします。

なお、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して本株式交換の実施の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は本株式交換における税務上の取扱いについては、株主の皆様各位において自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

（4）上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従って、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「（3）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本株式交換を実施することとなった場合には、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

（5）公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

（6）その他

平成 23 年 9 月 30 日付の本基本契約において、対象者は、公開買付者及び SMFG との間で、本株式交換を実施する場合には、残存する本新株予約権の全てを、その発行要項の規定に従い、本株式交換の効力発生日までに無償で取得することを合意しております。

また、本新株予約権付社債の発行要項においては、対象者が株式交換により他の会社の完全子会社となることが対象者の株主総会で承認された場合（当該株式交換に係る株主総会決議が不要の場合においては、当該株式交換について対象者の取締役会決議がなされた場合）には、対象者は、本新株予約権付社債の保有者等に対して、繰上償還日から 14 営業日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該株式交換の効力発生日までの日とされています。）に残存する本新株予約権付社債の全部（一部は不可）を、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の

方式に従って算出される金額（かかる方式に従って算出される償還金額は額面金額と同額以上となります。）で繰上償還できる旨が定められております。平成 23 年 9 月 30 日付の本基本契約において、対象者は、公開買付者及び SMFG との間で、本株式交換を実施する場合には、残存する本新株予約権付社債の全てを、上記の本新株予約権付社債の繰上償還条項の規定に従い、当該規定に基づき算定される償還価額をもって、本株式交換の効力発生日までに繰上償還することを合意しております。

さらに対象者は、本日開催の対象者取締役会において、平成 24 年 3 月期の配当予想を修正し、平成 24 年 3 月期の期末配当を行わないことを決議しているとのことです。詳細につきましては、対象者による平成 23 年 9 月 30 日付「業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	プロミス株式会社																				
② 所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目 2 番 4 号																				
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 久保 健																				
④ 事 業 内 容	消費者金融業																				
⑤ 資 本 金	80,737 百万円																				
⑥ 設 立 年 月 日	昭和 37 年 3 月 20 日																				
⑦ 大株主及び持株比率 (平成 23 年 3 月 31 日現在)	<table> <tr> <td>株式会社三井住友銀行</td> <td>20.71%</td> </tr> <tr> <td>神内 由美子</td> <td>5.67%</td> </tr> <tr> <td>STATE STREET BANK CLIENT OMNIBUS OMO4 (常任代理人 香港上海 銀行東京支店)</td> <td>4.06%</td> </tr> <tr> <td>住友信託銀行株式会社</td> <td>2.97%</td> </tr> <tr> <td>CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常 任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 決済 営業部)</td> <td>2.75%</td> </tr> <tr> <td>大和証券キャピタル・マーケット株式会社</td> <td>2.26%</td> </tr> <tr> <td>GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任 代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)</td> <td>2.17%</td> </tr> <tr> <td>MOXLEY AND COMPANY (常任代理人 株式会社三井住友銀行)</td> <td>2.11%</td> </tr> <tr> <td>J. P. MORGAN CLEARING COR P-CLEARING (常任代理人 シティバンク 銀行株式会社)</td> <td>1.95%</td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)</td> <td>1.70%</td> </tr> </table>	株式会社三井住友銀行	20.71%	神内 由美子	5.67%	STATE STREET BANK CLIENT OMNIBUS OMO4 (常任代理人 香港上海 銀行東京支店)	4.06%	住友信託銀行株式会社	2.97%	CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常 任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 決済 営業部)	2.75%	大和証券キャピタル・マーケット株式会社	2.26%	GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任 代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	2.17%	MOXLEY AND COMPANY (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	2.11%	J. P. MORGAN CLEARING COR P-CLEARING (常任代理人 シティバンク 銀行株式会社)	1.95%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1.70%
株式会社三井住友銀行	20.71%																				
神内 由美子	5.67%																				
STATE STREET BANK CLIENT OMNIBUS OMO4 (常任代理人 香港上海 銀行東京支店)	4.06%																				
住友信託銀行株式会社	2.97%																				
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常 任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 決済 営業部)	2.75%																				
大和証券キャピタル・マーケット株式会社	2.26%																				
GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任 代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	2.17%																				
MOXLEY AND COMPANY (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	2.11%																				
J. P. MORGAN CLEARING COR P-CLEARING (常任代理人 シティバンク 銀行株式会社)	1.95%																				
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1.70%																				

⑧ 公開買付者と対象者の関係	資本関係	平成23年9月30日現在、公開買付者は対象者の普通株式27,926,750株（平成23年6月30日現在の対象者の発行済株式の総数（134,866,665株）に対する割合にして20.71%（小数点以下第三位を四捨五入））を所有する筆頭株主です。
	人的関係	対象者の取締役のうち、久保健氏、渡邊正三氏及び岩波雅彦氏は公開買付者の役職員出身者です。また、平成23年9月30日現在、公開買付者より対象者へ17名の職員を外向させております。
	取引関係	公開買付者は対象者に対して融資を行っているほか、公開買付者及び公開買付者の親会社であるSMFGとコンシューマーファイナンス事業における業務提携を行っております。
	関連当事者への該当状況	対象者は、公開買付者の持分法適用関連会社であるため、関連当事者に該当します。

（2）日程等

① 日程

取締役会決議	平成23年9月30日（金曜日）
公開買付開始公告日	平成23年10月18日（火曜日）（予定） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/ ）
公開買付届出書提出日	平成23年10月18日（火曜日）（予定）

② 届出当初の公開買付期間

平成23年10月18日（火曜日）から平成23年11月30日（水曜日）まで（30営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

（3）買付け等の価格

普通株式	1株につき780円
第1回新株予約権	1個につき1円
第2回新株予約権	1個につき1円
第3回新株予約権	1個につき1円
新株予約権付社債	1個（額面10,000,000円）につき2,765,880円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

(イ) 普通株式

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の価格を決定するにあたり、SMFG 及び公開買付者の財務アドバイザーであるゴールドマン・サックスに対し、対象者の普通株式の株式価値算定を依頼し、ゴールドマン・サックスから平成 23 年 9 月 30 日付の GS 算定書を受領しております。ゴールドマン・サックスによる分析の概要は以下のとおりです。

本公開買付けにおける買付価格である対象者株式 1 株当たり 780 円は、ゴールドマン・サックスから受領した GS 算定書における分析結果を参考にしつつ、その他以下で言及されている要因を総合的に勘案し、決定したものです。ゴールドマン・サックスによる財務分析の概要は以下のとおりです。

SMFG 及び公開買付者は、まず、対象者の経営陣が SMFG 及び公開買付者に提示した情報に基づき、対象者及びその子会社・関連会社に関する財務予測を作成するとともに、本公開買付けに関して企図されている取引の戦略的合理性及び潜在的な利益の評価を行い、また、対象者の経営陣との間で、対象者の過去・現在に及ぶ事業活動、財務状況及び将来の見込みに関する検討を行いました。

ゴールドマン・サックスは、上記の GS 算定書及びフェアネス・オピニオンを作成する過程の一環として、市場株価分析、配当割引モデル (DDM) 分析及び類似会社比較法を行いました。なお、DDM 分析及び類似会社比較法については、ゴールドマン・サックスによる使用につき上記の SMFG 及び公開買付者の了承を得た、SMFG 及び公開買付者の経営陣が作成した対象者の財務予測に基づいております。各手法の分析結果として、対象者の 1 株当たり価値として下記のレンジが示されております。

1. 市場株価分析 314 円～889 円

市場株価分析については、平成 23 年 9 月 29 日を基準日として、過去 52 週間における対象者の株価終値に基づいております。

2. DDM 分析 687 円～878 円

DDM 法については、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に支払われる配当を現在価値に割引いて対象者の株式価値を分析しております。

3. 類似会社比較法 792 円～1,170 円

類似会社比較法については、平成 23 年 9 月 29 日を基準日として、完全に類似しているわけではないものの、分析の目的のために対象者と事業内容等が類似すると考えられる上場会社を選定し、直近の公開情報に基づいて計算される類似会社の平成 25 年 3 月期の予測 PER 倍率を、SMFG 及び公開買付者の経営陣が作成した対象者の財務予測数値に適用して株式価値を算出しております。

ゴールドマン・サックスのアドバイザー・サービス及び GS 算定書は、SMFG 及び公開買付者の取締役会が本件取引を検討するにあたり、情報を提供し支援する目的のためだけに提供されたものです。ゴールドマン・サックスは、SMFG、公開買付者あるいはそれぞれの取締役会に対して特定の公開買付価格を推奨したことはなく、また、特定の公開買付価格を唯一適切なものとして推奨したこともありません。前提条件、手続き、考慮事項及び分析における制約事項の詳細については、下記の (注) をご参照ください。

ゴールドマン・サックスの財務分析及びGS算定書は必然的に、平成23年9月30日における経済環境、金融環境、市場環境、その他の状況、及び当該日現在においてゴールドマン・サックスに提供された情報のみに基づいており、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づき、その財務分析又はGS算定書を更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。また、SMFG及び公開買付者の経営陣が準備した対象者に関する財務分析及び予測については、SMFG及び公開買付者の経営陣において現時点で得られる最善の予測及び判断を反映して合理的に準備されたものであることを、SMFG及び公開買付者の同意に基づき、前提としております。なお、特に明記されている場合を除き、ゴールドマン・サックスがその財務分析において使用した定量的情報のうち市場データに基づくものは、平成23年9月29日以前の市場データに基づいており、必ずしも現在の市場の状況を示すものではありません。

なお、公開買付者は、本公開買付け開始日現在において対象者株式27,926,750株（対象者が平成23年8月12日に提出した第51期第1四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の対象者の発行済株式の総数134,866,665株に対する所有割合にして20.71%（小数点以下第三位を四捨五入））を直接保有しています。

その上で、公開買付者はゴールドマン・サックスによる上記分析結果を参考にしつつ、対象者との間で生み出されるシナジー効果、潜在的な利息返還請求を含む対象者の事業面、法務面及び会計・税務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の平成24年3月期に係る業績予想の修正内容、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格算定の際に付与されたプレミアムの事例も踏まえ、総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、平成23年9月30日開催の取締役会において、本公開買付け価格を1株当たり780円と決定いたしました。

なお、本公開買付け価格である1株当たり780円は、公開買付者による本公開買付けの開始についての公表日の前日である平成23年9月29日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値559円に対して39.5%（小数点以下第二位を四捨五入、以下本（イ）の%の数値において同じ。））、過去1ヶ月間（平成23年8月30日から平成23年9月29日まで）の終値の単純平均値528円（小数点以下切り捨て、以下本（イ）の円の数値において同じ。））に対して47.7%、過去3ヶ月間（平成23年6月30日から平成23年9月29日まで）の終値の単純平均値602円に対して29.6%、過去6ヶ月間（平成23年3月30日から平成23年9月29日まで）の終値の単純平均値605円に対して28.9%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

（注）ゴールドマン・サックスによる対象者の普通株式に関する財務分析、GS算定書及びフェアネス・オピニオンの作成を行うにあたっての前提条件、手続き、考慮事項及び分析における制約事項の詳細に関する補足説明は以下のとおりです。

ゴールドマン・サックス・グループは様々な個人及び法人顧客のために、投資銀行業務、財務アドバイザー・サービス、商業銀行業務、証券取引、投資顧問、自己勘定投資、フィナンシャル・プランニング、報酬に関する助言、リスク管理、ヘッジ取引、資金調達、仲介業務その他の金融及び非金融業務並びにサービスに従事しています。これらの通常業務を行うなかで、ゴールドマン・サックス・グループは、第三者、SMFG、公開買付者及び対象者並びにそれらの関係会社のエクイティ証券、負債性証券及びその他の証券（又は関連デリバティブ証券）並びに金融商品（銀行ローンその他の債務を含みます。）、又は本件取引にかかるいずれかの通貨及びコモディティにつき、自己又は顧客の勘定で常に買い持ち又は売り持ちのポジションを取り、又は投資し、積極的に取引を行う又は取引を成立させることがあり得ます。ゴールドマン・サックスは、本件取引に関しSMFG及び公開買付者の財務アドバイザーを務め、本件取引の交渉に一定の関与をいたしました。ゴールドマン・サックスは、本件取引に関するゴールドマン・サックスのサービスに対して報酬を受領する予定であるほか（その報酬の主要な部分は本件取引の完了を条件としています。）、SMFG及び公開買付者は、ゴ

ルドマン・サックスが要した実費を負担すること、及びゴールドマン・サックスが財務アドバイザーを務めることに起因する一定の債務に対して損害補償することに同意しています。また、ゴールドマン・サックス・グループは、(i)平成21年10月に行われたSMFGによる日興コーディアル証券株式会社とそれに関連する事業の取得に関してSMFG及び公開買付者の財務アドバイザーを務め、(ii)平成22年1月に行われたSMFGの普通株式360,000,000株の公募増資のジョイント・グローバル・コーディネーターを務め、(iii)平成22年2月に行われた、公開買付者により発行されたユーロ建劣後特約付無担保永久社債及び米ドル建劣後特約付無担保永久社債並びにSMFG Preferred Capital USD 1 Limitedにより発行された米ドル建配当非累積の永久優先出資証券並びにSMFG Preferred Capital GBP 1 Limitedにより発行された英ポンド建配当非累積の永久優先出資証券の公開買付けについて、SMFG、公開買付者、SMFG Preferred Capital USD 1 Limited及びSMFG Preferred Capital GBP 1 Limitedのリード・ディーラー・マネージャー兼ストラクチャリング・エージェント(それぞれの買付総額は368,635,000ユーロ(額面金額ベース)、1,022,747,000米ドル(額面金額ベース)、1,000,859,000米ドル(残余財産分配請求権額ベース)、426,424,000英ポンド(残余財産分配請求権額ベース))を務め、(iv)平成22年5月に行われたFGCCによる株式会社セディナの支配権取得に際してSMFG及びFGCCの財務アドバイザーを務めるなど、SMFG及び公開買付者並びにそれらの関係会社に対して随時投資銀行サービスを提供しており、それらに関してゴールドマン・サックス・グループの投資銀行部門は報酬を受領しており、また、将来において受領する可能性があります。さらに、ゴールドマン・サックスは、将来、SMFG、公開買付者及び対象者並びにそれらの関係会社に対して、投資銀行業務を提供する可能性があり、ゴールドマン・サックス・グループの投資銀行部門はそれらに対する報酬を受領する可能性があります。

財務分析の実施、GS算定書及びフェアネス・オピニオンの作成にあたり、ゴールドマン・サックスは、本基本契約、本引受契約、対象者の平成23年3月31日に終了する5事業年度の有価証券報告書、平成22年10月1日に対象者と合併した三洋信販株式会社の平成22年3月31日に終了する4事業年度の有価証券報告書、対象者の平成23年6月30日に終了する第1四半期の第1四半期報告書、その他の対象者による対象者の株主に対する一定のコミュニケーション、本件財務予測等について検討しました。また、ゴールドマン・サックスは、対象者経営陣から対象者の過去及び現在の事業・財務状況及び将来の見通しへの評価について話を聞いたほか、SMFG及び公開買付者経営陣から対象者の過去及び現在の事業・財務状況、将来の見通し、本件取引の戦略的意義及び享受することが期待されている利益についてのSMFG及び公開買付者の評価について話を聞きました。さらに、ゴールドマン・サックスは、対象者の普通株式の市場価格及び取引状況を検討し、対象者の財務及び株式市場についての一定の情報を他の公開会社の類似の情報と比較し、国内消費者金融業界を中心に業界一般の最近の公開買付事例について財務条件を検討し、ゴールドマン・サックスが適切と思路するその他の調査と分析を実施し、その他の要因を考慮しました。

財務分析の実施及びGS算定書の作成にあたり、ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスに対して提供され、ゴールドマン・サックスが話を聞き、又はゴールドマン・サックスが検討した財務、法務、規制、税務、会計その他に関する情報全ての正確性及び完全性について、何ら独自の検証を行う責任を負うことなく、これに依拠し、またこれを前提としており、かかる情報についていかなる責任も負うものではありません。ゴールドマン・サックスは、本件財務予測がSMFG及び公開買付者の経営陣によって現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備されたものであることを、SMFG及び公開買付者の同意に基づき、前提としています。さらに、ゴールドマン・サックスは、対象者、SMFG又は公開買付者或いはそれらの子会社における個々の債権に関する分析を行っていないほか、資産及び負債(偶発的なもの、派生的なもの又は貸借対照表に計上されていない資産及び負債を含みます。)について独自の評価或いは鑑定を行っておらず、かかる評価書又は鑑定書も入手していません。ゴールドマン・サックスは貸倒引当金及び利息返還損失引当金の妥当性を評価するうえで必要となる債権ポートフォリオを評価する専門家ではなく、従って、ゴールドマン・サックスは、対象者における適切な引当金の金額について、SMFG及び公開買付者の経営陣よりゴールドマン・サックスに提供された推計値に依拠しています。ゴールドマン・サックスは、本件取引を完了するために必要な全ての政府、監督機関その他の許認可が、SMFG、公開買付者又は対象者、若しくは本件取引から期待される利益に対して、ゴールドマン・サックスの分析に実質的な効果をもたらすような悪影響を何ら与えることなく得られることを前提としています。ゴールドマン・サックスは、本件取引(本公開買付けと本第三者割当増資を含みます。)が、本基本契約及び本引受契約に規定された条項に基づいて実行され、かかる条項に関してゴールドマン・サックスの分析に実質的な効果をもたらすような影響を持つ放棄又は修正がないことを前提としています。

ゴールドマン・サックスによる財務分析、GS 算定書及びゴールドマン・サックスによるフェアネス・オピニオンは、本件取引を行うに際しての SMFG 及び公開買付者の経営上の意思決定或いは SMFG 及び公開買付者がとりうる他の戦略的手段と比較した場合における本件取引の利点について見解を述べるものではなく、いかなる法律、規制、税務、会計上の見解を示すものでもありません。ゴールドマン・サックスによるフェアネス・オピニオンは、フェアネス・オピニオンの日付現在において、公開買付者が本基本契約に基づいて本公開買付けに際して対象者普通株式 1 株に対して支払う本対価が、SMFG にとって財務的見地から公正であることのみを述べております。また、本基本契約、本引受契約若しくは本件取引におけるその他のいかなる条項若しくは事象、又は本基本契約において企図されている若しくは本件取引に関連して締結若しくは修正されるその他全ての契約若しくは法的文書におけるいかなる条項若しくは事象（公開買付者、SMFG 及び公開買付者の各種有価証券の保有者、債権者、その他の利害関係者にとっての本株式交換、本第三者割当増資、本件取引の公正性、又は本件取引又は本引受契約に関連して受領される対価の公正性を含みますがこれらに限られません。）、本件取引に関連して SMFG、公開買付者又は対象者の役員、取締役、従業員等に対して支払われる又は支払うべきあらゆる報酬の金額又は性質、本基本契約に基づいて行われる本公開買付け又はその他の取引において公開買付者によって対象者普通株式 1 株に対し支払われる本公開買付け価格の公正性について、ゴールドマン・サックスは見解を示すものではなく、ゴールドマン・サックスのフェアネス・オピニオンはそれらにつき言及するものではありません。ゴールドマン・サックスは、対象者の普通株式及び SMFG 普通株式の将来の取引価格や、本件取引の影響による SMFG、公開買付者又は対象者の支払能力や存続性、SMFG、公開買付者又は対象者のそれぞれの債務についてその支払期日における弁済能力についての意見を一切述べるものではありません。GS 算定書及びゴールドマン・サックスのフェアネス・オピニオンは対象者の普通株式、新株予約権、新株予約権付社債のいずれの保有者に対しても、本公開買付け又はその他の事柄に対する対象者の普通株式、新株予約権、新株予約権付社債の応募を推奨するものではありません。なお、ゴールドマン・サックスのフェアネス・オピニオンは、ゴールドマン・サックス・グループのフェアネス・コミッティーの承認を受けております。

フェアネス・オピニオンの作成は複雑な手続きであり、ゴールドマン・サックスによる財務分析、GS 算定書及びゴールドマン・サックスのフェアネス・オピニオンについて、その一部の抽出又は要約説明は必ずしも適切ではありません。その財務分析を全体として考慮することなく一部の分析結果又は上記の要約を選択することは、ゴールドマン・サックスの財務分析、GS 算定書及びフェアネス・オピニオンの作成の基礎をなす過程についての不完全な理解をもたらすおそれがあります。ゴールドマン・サックスはいずれの要素或いは実施したいずれの分析に依拠するものではありません。

(ロ) 新株予約権

本公開買付けの対象となる本新株予約権は、対象者の取締役、執行役員又は従業員等に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権の新株予約権者は、対象者の取締役、監査役、執行役員及び執行役員規程を適用する顧問のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 5 年の間に限り新株予約権を行使することができることとする条件が設けられており、また、本新株予約権の新株予約権者が、本新株予約権を譲渡（本公開買付けにおける売付けを含みます。）するには、対象者取締役会の承認を要するものとされております。当該条件及び規定により、公開買付者は、本公開買付けにより本新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないと解されることから、本新株予約権の買付価格は 1 個当たり 1 円と決定しています。

(ハ) 新株予約権付社債

本新株予約権付社債の額面金額 10,000,000 円を本公開買付けの開始日現在において有効な転換価額である 2,820 円で除した数 (3,546 株) (1 株未満の端数切り捨て) に本公開買付け価格である 780 円を乗じた金額である 2,765,880 円を、本新株予約権付社債の額面 10,000,000 円当たりの買付価格とすることを決定しています。なお、本新株予約権付社債の転換価額は、本第三者割当増資の実施に伴い、本第三者割当増資の払込期日の翌日以降、1 株当たり約 2,662 円に調整される見込みですが、本公開買付けによる本新株予約権付社債の買付けはかかる本新株予約権付社債の転換価額の

調整前に行われることから、本公開買付け開始日現在において有効な転換価額である2,820円を基準として本新株予約権付社債の額面10,000,000円当たりの買付価格を決定しています。

② 算定の経緯

SMFGグループでは、①コンシューマーファイナンス事業は、利息返還請求の高止まりに加え、上限金利規制や貸金業者に対する総量規制の導入に伴う市場規模の縮小といった厳しい事業環境に直面しているものの、依然として、相対的に利ざやが厚く、継続して安定した利益水準が見込める事業であり、中長期的に、個人消費を支えるリテールビジネスのラインナップの一つとして重視していきたいと考えていること、②お客さまの選好の相違等により銀行と消費者金融社は補完関係にあるため、対象者がSMFGグループの顧客基盤拡大に寄与するものであること、及び③対象者の審査その他のノウハウはSMFGグループのコンシューマーファイナンス事業戦略上不可欠であることから、対象者グループをコンシューマーファイナンス事業における中核的存在の一つとして位置づけております。

現在、対象者を取り巻く経営環境は、上記のとおり依然として厳しい状況にありますが、対象者は「質・量ともにNo.1のコンシューマーファイナンスカンパニー」としての確固たる地位を築くべく、積極的に事業構造改革を進めています。具体的には、有人店舗の全廃や大幅な人員削減といった経営効率化を進める一方で、三洋信販株式会社やアットローン株式会社との統合を実現し、効率的かつ高品質な顧客サービスの提供が可能な営業体制への変革を進めるとともに、対象者店舗への公開買付者のローン契約機やATMの設置、公開買付者店舗のローン契約機の対象者への開放、オリックス・クレジット株式会社のカードローンの一部に対する保証業務の提供など業容拡大に向けた様々な取組を行っております。

こうした中、SMFG及び公開買付者は、内外における健全な消費者金融ニーズに応じて、SMFGグループのコンシューマーファイナンス事業をさらに強化し、早期に確固たる収益基盤を構築するためには、対象者とSMFGグループ各社との連携を一層強化し、グループ一体でのより迅速かつ機動的な意思決定が可能となる体制を整備する必要があり、併せて、対象者を軸としたコンシューマーファイナンス事業の拡大を効果的に実現するためには、対象者の財務基盤の強化が必要との認識に基づき、平成23年8月初旬から、対象者との間でかかる体制整備及び財務基盤の強化に向けた検討・協議を開始し、本日、公開買付者による本公開買付けを経て最終的にSMFGが対象者を完全子会社化するとともに、本公開買付け後に対象者による本第三者割当増資をSMFG又は公開買付者が引き受けることを通じて早期に対象者の財務基盤を強化することが最適であると判断するに至りました。

対象者においても、コンシューマーファイナンス事業をリテールビジネスのラインナップの一つとして重視し、対象者グループをコンシューマーファイナンス事業における中核的存在の一つとして位置づけるSMFGの完全子会社となることで、公開買付者ブランドや公開買付者の営業チャネルを積極的に活用することによる営業展開力の強化、SMFGグループのグローバルな経営資源を活用した海外事業の強化、資金調達や本社機能に要する経営資源の営業推進等への再配分といった施策が可能となり、大きなメリットが期待できるものと考えているとのことです。このような観点から、本完全子会社化によりSMFGグループ各社との連携を強化すること及び対象者の事業・財務基盤を抜本的に強化することは、業界における競争優位の確立、さらには対象者の企業価値の向上に資するものであり、また、SMFGグループの経営資源の更なる活用等により、効率的かつ機動的な事業経営を行うことが可能となるという面からも、対象者の収益力強化に繋がるものと判断するに至ったとのことです。

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の価格を決定するにあたり、SMFG 及び公開買付者の財務アドバイザーであるゴールドマン・サックスに対し、対象者の普通株式の株式価値算定を依頼し、平成 23 年 9 月 30 日付の GS 算定書を受領いたしました。なお、公開買付者は、本新株予約権及び本新株予約権付社債に係る算定書は取得していません。また、SMFG 及び公開買付者の財務アドバイザーであるゴールドマン・サックスは、SMFG 及び公開買付者の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(イ) 普通株式

SMFG 及び公開買付者は、まず、対象者の経営陣が SMFG 及び公開買付者に提示した情報に基づき、対象者及びその子会社・関連会社に関する財務予測を作成するとともに、本公開買付けに関して企図されている取引の戦略的合理性及び潜在的な利益の評価を行い、また、対象者の経営陣との間で、対象者の過去・現在に及ぶ事業活動、財務状況及び将来の見込みに関する検討を行いました。

その上で、公開買付者は、ゴールドマン・サックスから取得した GS 算定書における分析結果を参考にしつつ、対象者との間で生み出されるシナジー効果、潜在的な利息返還請求を含む対象者の事業面、法務面及び会計・税務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の平成 24 年 3 月期に係る業績予想の修正内容、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格算定の際に付与されたプレミアムの実例も踏まえ、総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、平成 23 年 9 月 30 日開催の取締役会において、本公開買付価格を 1 株当たり 780 円と決定いたしました。

(ロ) 新株予約権

本公開買付けの対象となる本新株予約権は、対象者の取締役、執行役員又は従業員等に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権の新株予約権者は、対象者の取締役、監査役、執行役員及び執行役員規程を適用する顧問のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 5 年の間に限り新株予約権を行使することができることとする条件が設けられており、また、本新株予約権の新株予約権者が、本新株予約権を譲渡（本公開買付けにおける売付けを含みます。）するには、対象者取締役会の承認を要するものとされており、当該条件及び規定により、公開買付者は、本公開買付けにより本新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないと解されることから、本新株予約権の買付価格は 1 個当たり 1 円と決定しています。

(ハ) 新株予約権付社債

本新株予約権付社債の額面金額 10,000,000 円を本公開買付け開始日現在において有効な転換価額である 2,820 円で除した数 (3,546 株) (1 株未満の端数切り捨て) に本公開買付価格である 780 円を乗じた金額である 2,765,880 円を、本新株予約権付社債の額面 10,000,000 円当たりの買付価格とすることを決定しています。なお、本新株予約権付社債の転換価額は、本第三者割当増資の実施に伴い、本第三者割当増資の払込期日の翌日以降、1 株当たり約 2,662 円に調整される見込みですが、本公開買付けによる本新株予約権付社債の買付けはかかる本新株予約権付社債の転換価額の調整前に行われることから、本公開買付け開始日現在において有効な転換価額である 2,820 円を基準として本新株予約権付社債の額面 10,000,000 円当たりの買付価格を決定しています。

③ 財務アドバイザーとの関係

SMFG 及び公開買付者の財務アドバイザーであるゴールドマン・サックスは、SMFG 及び公開買付者の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
113,891,049 株	一株	一株

- (注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 買付予定数は、対象者が平成 23 年 8 月 12 日に提出した第 51 期第 1 四半期報告書に記載された平成 23 年 6 月 30 日現在の発行済株式の総数 (134,866,665 株) に、公開買付け期間の末日までに本新株予約権及び本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式 (平成 23 年 6 月 30 日以降本日まで本新株予約権及び本新株予約権付社債に付された新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。) の最大数 (対象者が平成 23 年 6 月 27 日に提出した第 50 期有価証券報告書に記載された平成 23 年 5 月 31 日現在の第 1 回新株予約権の目的となる対象者株式 (26,550 株)、第 2 回新株予約権の目的となる対象者株式 (33,000 株) 及び対象者によって公表された平成 23 年 8 月 5 日付「取締役および執行役員に対する株式報酬型ストックオプションの内容確定に関するお知らせ」に記載された第 3 回新株予約権の目的となる対象者株式 (46,950 株)、並びに第 50 期有価証券報告書に記載された平成 23 年 5 月 31 日現在の本新株予約権付社債に付された新株予約権の数 (4,200 個) に本新株予約権付社債の額面金額 10,000,000 円を乗じ、本公開買付け開始日現在において有効な転換価額である 2,820 円で除した数 (14,893,617 株) の合計数 15,000,117 株、以下「本新株予約権行使可能対象株式数」) を加え、対象者が平成 23 年 8 月 12 日に提出した第 51 期第 1 四半期報告書に記載された平成 23 年 6 月 30 日現在の対象者が保有する自己株式数 (8,048,983 株) 及び本公開買付け開始日現在公開買付者が有する対象者普通株式数 (27,926,750 株) を控除した株式数 (113,891,049 株) になります。なお、対象者によれば、平成 23 年 6 月 1 日から同年 6 月 30 日の間に本新株予約権及び本新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使はなされておらず、本新株予約権及び本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的となる対象者株式の数並びにそれに係る議決権の数は変動していないとのことです。
- (注5) 公開買付け期間の末日までに本新株予約権及び本新株予約権付社債に付された新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者の株式についても本公開買付けの対象とします。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	558,535 個	(買付け等前における株券等所有割合 19.69%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	未定	(買付け等前における株券等所有割合 未定)
買付予定の株券等に係る議決権の数	2,277,820 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	2,535,922 個	

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数 (113,891,049 株) に係る議決権の数を記載しています。
- (注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、本日現在未定ですが、公開買付け期間開始日である平成 23 年 10 月 18 日までに調査の上、開示する予定です。なお、特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」を加算いたしません。

- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成23年8月12日に提出した第51期第1四半期報告書に記載された平成23年3月31日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を50株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成23年8月12日に提出した第51期第1四半期報告書に記載された、平成23年6月30日現在の発行済株式の総数（134,866,665株）から平成23年6月30日現在の対象者が保有する自己株式数（8,048,983株）を控除した株式数（126,817,682株）に、本新株予約権行使可能対象株式数（対象者が平成23年6月27日に提出した第50期有価証券報告書に記載された平成23年5月31日現在の第1回新株予約権の目的となる対象者株式（26,550株）、第2回新株予約権の目的となる対象者株式（33,000株）及び対象者によって公表された平成23年8月5日付「取締役および執行役員に対する株式報酬型ストックオプションの内容確定に関するお知らせ」に記載された第3回新株予約権の目的となる対象者株式（46,950株）、並びに第50期有価証券報告書に記載された平成23年5月31日現在の本新株予約権付社債に付された新株予約権の数（4,200個）に本新株予約権付社債の額面金額10,000,000円を乗じて、本公開買付け開始日現在において有効な転換価額である2,820円で除した数（14,893,617株）の合計数（15,000,117株）を加えた株式数（141,817,799株）に係る議決権の数である2,836,355個を分母として計算しております。なお、対象者によれば、平成23年6月1日から同年6月30日の間に本新株予約権及び本新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使はなされておらず、本新株予約権及び本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的となる対象者株式の数並びにそれに係る議決権の数は変動していないとのことです。
- (注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金

買付代金	88,835,018,220円
------	-----------------

- (注) 「買付代金」欄には、買付予定数（113,891,049株）に1株当たりの本公開買付価格（780円）を乗じた価格を記載しております。

(8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

- ② 決済の開始日
平成23年12月7日（水曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書の本公開買付けに係る株券等の買付け等の申し込みに対する承諾又は売付け等の申し込みをされる方（以下「応募株主等」）（外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主等」）の場合はその日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」））の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指示により、決済開始日以降遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付

けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、以下の方法により返還いたします。

- (イ) 普通株式については、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。
- (ロ) 本新株予約権については、応募に際して提出された書類を応募株主等（外国人株主等である新株予約権者の場合はその常任代理人）に対して郵送又は交付します。
- (ハ) 本新株予約権付社債については、応募に際して提出された書類を応募株主等（外国人株主等である新株予約権付社債権者の場合はその常任代理人）に対して郵送又は交付し、ユーロクリア・バンク・エス・エイ・エヌ・ブイ（Euroclear Bank S.A./N.V.）により保管されている応募株券等を応募が行われた時の状態に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

- ① 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」）第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

買付け等を行う株券等の数に上限及び下限を設定しておりません。従って、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

- ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」）第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びヲないしソ、第 3 号イないしチ及びヌ、第 4 号、第 5 号並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事由に準ずる事項として、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合はいいます。

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含みます。）第 10 条第 1 項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号の「許可等」を得られなかったものとして本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」）令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

- ③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付期間中に、法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」）を交付又は送付してください（ただし、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。）。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（ただし、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

SMB C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

（その他の SMB C 日興証券株式会社国内各営業店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付け期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

- (イ) 本公開買付けに係る公開買付け届出書、公開買付け説明書及び関連する買付け書類（以下「買付け関連書類」）の配布は、一定の法域においては法律により制約される場合があります。買付け関連書類を入手する者は、かかる制約について自ら了知しこれを遵守することが要求されます。
- (ロ) 買付け関連書類による情報伝達は、連合王国 2000 年金融サービス市場法第 21 条の目的において授けられた者によって行われるものではなく、当該書類は当該授けられた者によって承認されたものではありません。従って、かかる書類は、連合王国の一般国民に対しては配付されず、また、回覧されてはなりません。買付け関連書類は、連合王国外の者、（2000 年金融サービス市場法（金融営業活動）2005 年命令（以下「金融営業活動命令」）第 19 条に定義される）投資専門家、金融営業活動命令第 49 条に該当する者又は金融営業活動命令の下で買付け関連書類を適法に伝達することができる者に対してのみ配付されることを目的としており、かかる者のみが、買付け関連書類の対象となる取引に参加又は関与することができます。
- (ハ) 買付け関連書類は、イタリア共和国（以下「イタリア」）の法令による国家証券委員会（*Commissione Nazionale per le Società e la Borsa* (CONSOB)）の許可手続に付されていません。従って、本新株予約権付社債の保有者が、1999 年 5 月 14 日付 CONSOB 規制 11971 号に定められる適格投資家であって自己勘定により取引する者である場合又は同規則若しくは 1998 年 2 月 24 日付法令 58 号において明示的に定められる適用除外に該当する場合を除き、本公開買付けは、イタリアにおいては実施されず、また、買付け関連書類は、イタリアにおいては配布されず、入手可能とはなりません。
- (ニ) 買付け関連書類は、ベルギー王国（以下「ベルギー」）の金融サービス市場機構（*Autorité des services et marchés financiers*）による認可につき届出がなされておらず、またその予定もないため、本公開買付けは、ベルギー国内において、公開買付けに関する 2007 年 4 月 1 日付法律（その後の改正及び置換を含みます。）第 3 条及び第 6 条において定義された公募として行うことができません。従って、本公開買付けは、ベルギーにおいては、証券の公募及び規制市場における取引認可に関する 2006 年 6 月 16 日付法律第 10 条に定められた適格投資家であって自己勘定で取引する者のみを対象とし、これら以外の者が応募することはできません。買付け関連書類は、上記の者のみに対して配布され、かかる書類に含まれる一切の情報は、その他の目的に利用されてはならず、また、上記以外の者に開示されてはなりません。
- (ホ) 本公開買付けは、直接又は間接を問わず、フランス共和国（以下「フランス」）の一般国民に対しては実施されません。買付け関連書類は、現時点において、フランスの一般国民には配布されておらず、また、将来も配布されてはなりません。
- (ヘ) 買付け関連書類は、買付け関連書類に関連する普通株式、本新株予約権若しくは本新株予約権付社債の買付けの申込み又は売付けの申込みの勧誘を違法とする法域においてはかかる申込み又は勧誘を構成するものではなく、かかる申込み又は勧誘を違法とする法域においては、当該株式の株主、新株予約権者及び新株予約権付社債の社債権者からの本公開買付けにおける当該株式、本新株予約権又は本新株予約権付社債の応募は承諾されません。
- (ト) 本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は、公開買付け者に対し、以下の旨の表明及び保証を行うものとみなされます。

- i. 当該応募株主等に対して本公開買付けに関する勧誘を行うことが適用証券法令において違法ではないこと。
- ii. 当該応募株主が連合王国に所在せず若しくは居住していないこと、又は連合王国に所在若しくは居住している場合には、（2000年金融サービス市場法（金融営業活動）2005年命令に定義される）投資専門家の定義に該当し、又は金融営業活動命令の下で買付関連書類を伝達することが適法である者であること。
- iii. 当該応募株主等がベルギーに所在せず若しくは居住していないこと、又はベルギーに所在若しくは居住している場合には、証券の公募及び規制市場における取引認可に関する2006年6月16日付法律第10条に定められた適格投資家であって自己勘定により取引する者であること。
- iv. 当該応募株主等がイタリアに所在せず又は居住していないこと、又は当該応募株主等が本新株予約権付社債の保有者である場合には、1999年5月14日付CONSOB規制11971号に定められる適格投資家であって自己勘定により取引する者であること又は同規則若しくは1998年2月24日付法令58号において明示的に定められる適用除外に該当すること。
- v. 当該応募株主等がフランスに居住しておらず又はフランス国民ではないこと。

(10) 公開買付開始公告日

平成23年10月18日（火曜日）

(11) 公開買付代理人

SMB C日興証券株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

3. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者は本公開買付けについて、対象者取締役会から賛同の意見を得ています。また、本件取引に関連して、SMFG、公開買付者及び対象者は平成23年9月30日付で本基本契約を締結しており、また、SMFG及び対象者は同日付で株式引受契約を締結しております。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要とされるその他の情報

コンシューマーファイナンス事業においては、利息返還請求の高止まりに加え、上限金利規制や貸金業者に対する総量規制の導入に伴う市場規模の縮小といった厳しい事業環境に直面し、業界各社は営業貸付金残高の減少を余儀なくされており、経営環境は依然として厳しい状態が続いております。こうした環境の中、対象者は、平成22年1月に発表した事業構造改革プランに基づき、コスト構造改革及びグループ経営資源の選択と集中による効率化を断行し、経営基盤を整えてきたとのことです。

しかしながら、本日対象者が公表いたしました「業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、平成24年3月期第2四半期末において約3,900億円の利息返還関連の引当金（利息返還損失引当金、及び貸倒引当金中の利息返還にかかる元本充当分を含みます。以下同じ。）の計上が必要となった結果、同引当金の追加繰入れを実施し、それに伴い対象者は、平成24年3月期第2四半期累計期間において2,034億円の当期純損失を計上し、平成23年9月30日開催の同社取締役会において、平成24年3月期の業績予

想及び配当予想を修正することを決議したとのことです。また、当該取締役会において、平成 24 年 3 月期の期末配当金を無配とする旨併せて決議したとのことです。

このような状況の下、対象者は、対象者の財務基盤に対する大きな制約要因となっている利息返還請求への抜本的な対応により毀損した対象者の財務基盤を早急に改善させ、将来の成長戦略に向けた積極的な施策の推進を可能とすることが必要不可欠であると判断し、本第三者割当増資を決定するに至ったとのことです。対象者によれば、本第三者割当増資による調達予定額は約 1,200 億円であり、対象者は、このような多額の必要資金を早期かつ確実に調達し、財務基盤の強化を図るための方法として、コンシューマーファイナンス事業を、中長期的に、個人消費を支えるリテールビジネスのラインナップの一つとして重視していきたいと考え、かつ、既に対象者グループをコンシューマーファイナンス事業における中核的存在の一つとして位置づけている SMFG グループを引受先とする本第三者割当増資を行うことが、経営上合理的なものであると同時に、最も有効な手段であると判断したとのことです。本第三者割当増資は、SMFG グループとして、個人の金融取引複合化の観点からリテールビジネスの中核事業の一つとなるコンシューマーファイナンス事業を一層強化、育成するものであり、「質、量ともに No. 1 のコンシューマーファイナンスカンパニーの実現」を目指す対象者の企業価値の向上に寄与するものであると判断しているとのことです。

上記の判断に従い、対象者は、平成 23 年 9 月 30 日開催の同社取締役会において、平成 23 年 12 月 26 日を払込期日とし、発行新株式数 451,977,400 株、1 株当たり払込金額 531 円、払込金額の総額 239,999,999,400 円として、SMFG 及び公開買付者を割当先とする本第三者割当増資を行うことを決議したとのことです。ただし、SMFG と対象者との間の平成 23 年 9 月 30 日付の株式引受契約において、募集株式 225,988,700 株（払込金額の総額 119,999,999,700 円）を第三者割当ての方法により SMFG（SMFG が別途指定した場合には、公開買付者）に対して割り当てる旨を合意しており、当該株数についてのみ SMFG 又は公開買付者のいずれか一方のみが申込みを行うことが予定されております。すなわち、本第三者割当増資は、最終的には SMFG 又は公開買付者のいずれか一方に対してのみ割り当てられ、他方は失権することとなり、実際の発行株式数は上記発行新株式数 451,977,400 株の半数である 225,988,700 株となる予定です。また、SMFG 及び公開買付者は、各社取締役会において、対象者による本第三者割当増資を SMFG 又は公開買付者が引き受けることについて、平成 23 年 9 月 30 日付でそれぞれ決議しております。本第三者割当増資の割当先は、本公開買付けの結果を踏まえ、本完全子会社化の実施の有無を勘案して、平成 23 年 12 月上旬を目処に、本完全子会社化が実施される場合には SMFG に、そうでない場合には公開買付者に決定される予定です。かかる決議に基づき、SMFG 及び対象者は、本第三者割当増資に関し、平成 23 年 9 月 30 日付で株式引受契約を締結しております。詳細については対象者公表の平成 23 年 9 月 30 日付プレスリリース「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」をご参照ください。

III. 本第三者割当増資について

1. 本第三者割当増資の概要

プロミスは、平成 23 年 9 月 30 日開催の同社取締役会において、SMFG 及び SMBC を割当先として以下に記載の本第三者割当増資を行うことを決議しています。

株式の種類：プロミス株式会社普通株式

発行新株式数：451,977,400 株

払込金額：1 株当たり 531 円

払込金額の総額：239,999,999,400 円

払込期日：平成 23 年 12 月 26 日

割当先：SMFG 及び SMBC

なお、SMFG と対象者との間の平成 23 年 9 月 30 日付の株式引受契約において、募集株式 225,988,700 株（払込金額の総額 119,999,999,700 円）を第三者割当ての方法により SMFG（SMFG が別途指定した場合には、公開買付者）に対して割り当てる旨を合意しており、当該株数についてのみ SMFG 又は公開買付者のいずれか一方のみが申込みを行うことが予定されております。すなわち、本第三者割当て増資は、最終的には SMFG 又は公開買付者のいずれか一方に対してのみ割り当てられ、他方は失権することとなり、実際の発行株式数は上記発行新株式数 451,977,400 株の半数である 225,988,700 株となる予定です。割当先は、本公開買付けの結果を踏まえ、本完全子会社化の実施の有無を勘案して、平成 23 年 12 月上旬を目処に、本完全子会社化が実施される場合には SMFG に、そうでない場合には SMBC に決定される予定です。

本第三者割当て増資の詳細につきましては、プロミスによる平成 23 年 9 月 30 日付「第三者割当てによる新株式発行に関するお知らせ」をご参照ください。本第三者割当て増資は、プロミスの財務基盤の強化等を目的として行われるものであり、本公開買付けの結果にかかわらず実施されること（ただし、プロミスの取締役会による本公開買付けに賛同しプロミス株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明に係る取締役会決議を変更又は撤回しないこと等の一定の条件が合意されています。）が予定されております。

2. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

プロミスによる平成 23 年 9 月 30 日付「第三者割当てによる新株式発行に関するお知らせ」によれば、払込金額については、本第三者割当て増資に係る取締役会決議日の前営業日である平成 23 年 9 月 29 日の東京証券取引所市場第一部におけるプロミス普通株式の終値に 0.95 を乗じた金額である 531 円（小数点以下切り捨て）としたとのことです。プロミスは、SMFG、SMBC 及びプロミスから独立した第三者算定機関である E&Y に対して、プロミスの株式価値の算定を依頼し、平成 23 年 9 月 28 日付で E&Y から株式価値算定書を取得しております。E&Y による対象者の株式価値の算定結果は、以下のとおりであるとのことです。

E&Y は、対象者の株式価値を算定するに際して、対象者より提出された対象者の事業計画等を検証の上、多面的に評価することが適切であると考え、市場株価法、DCF 法及び修正簿価純資産法を用いて対象者の株式価値算定を行ったとのことです。

(a) 市場株価法

E&Y は、市場株価法が上場会社の株式市場における株価を基に株式価値を判断する方法であり、上場会社の株式価値評価に適した最も客観的な評価手法であると考え、市場株価法を採用したとのことです。E&Y は、対象者が平成 23 年 3 月期の決算発表を実施した平成 23 年 5 月 13 日の翌営業日（同月 16 日）から同年 9 月 28 日までの、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値の最大値及び最小値を基に、対象者の普通株式 1 株当たりの価値を 492 円～722 円と算定したとのことです。

(b) DCF 法

E&Y は、DCF 法が企業の事業活動によって生み出される将来のキャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であり、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の価値評価を行う上で適した手法であると考え、DCF 法を採用したとのことです。E&Y は、対象者より提出された対象者の事業計画等を基礎として、対象者株主に帰属する将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって、対象者の普通株式 1 株当たりの価値を 312 円～569 円と算定したとのことです。

(c) 修正簿価純資産法

E&Y は、修正簿価純資産法が貸借対照表上の資産及び負債を基礎として時価に基づく含み損益を反映させた純資産価額によって株式価値を評価する手法であり、金融資産が主要資産である対象者に適した評価手法であると考え、修正簿価純資産法を採用したとのことです。E&Y は、平成 23 年 3 月 31 日現在の対象者の連結貸借対照表の簿価純資産額に、資産及び負債の時価評価に伴う加減算額を調整し、また平成 23 年 3 月 31 日から同年 6 月 30 日までの簿価純資産の変動を反映して修正純資産額を算出し、対象者の普通株式 1 株当たりの価値を 97 円～193 円と算定したとのことです。

なお、E&Y は対象者の株式価値算定にあたり検討した公開情報及び対象者から提供を受けた財務に関する情報その他一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っていないとのことです。また、E&Y は対象者から提供を受けた財務予測その他将来に関する情報については、対象者の経営陣により現在可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、対象者の経営陣の予測に従い対象者の財務状況が推移することを前提としており、E&Y は独自の調査をすることなくこれらの予測及びこれに関連する資料に依拠しているとのことです。E&Y による対象者の株式価値の算定は、対象者による平成 23 年 9 月 30 日付「業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」の内容並びに平成 23 年 9 月 28 日までの対象者に関する追加情報及び経済条件等を反映したものであるとのことです。

対象者は、上記の株式価値算定書における算定結果等に基づき検討した結果、直近の対象者株式の市場価格は、各種法に基づく当該算定結果において示された対象者の株式価値の範囲内又はそれを上回るものであり、直近の市場価格に基づくものが合理的であると判断しており、プロミスの株式市況、払込期日までの相場変動の可能性、プロミスの発行済株式数、プロミスの財務状況、事業環境、割当先による引受可能性等も総合的に勘案し、上記払込金額を決定したとのことです。

なお、上記払込金額は、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の前営業日（平成 23 年 9 月 29 日）までの 1 ヶ月間（平成 23 年 8 月 30 日から平成 23 年 9 月 29 日まで）の東京証券取引所市場第一部におけるプロミス普通株式の終値平均 528 円（小数点以下切り捨て）に対しては 0.6%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアム、3 ヶ月間（平成 23 年 6 月 30 日から平成 23 年 9 月 29 日まで）の東京証券取引所市場第一部におけるプロミス普通株式の終値平均 602 円（小数点以下切り捨て）に対しては 11.8%（小数点以下第二位を四捨五入）のディスカウント、6 ヶ月間（平成 23 年 3 月 30 日から平成 23 年 9 月 29 日まで）の東京証券取引所市場第一部におけるプロミス普通株式の終値平均 605 円（小数点以下切り捨て）に対しては 12.2%（小数点以下第二位を四捨五入）のディスカウントとなります。

上記払込金額について、プロミスは、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の前営業日のプロミス普通株式の終値を前提とすれば、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の原則に準拠したものであり、会社法第 199 条第 3 項に規定されている特に有利な金額には該当していないものと判断しているとのことです。

なお、プロミス取締役のうち、渡邊正三氏は平成 23 年まで、岩波雅彦氏は平成 22 年まで、それぞれ SMBC の従業員であったため、利益相反の回避の観点から、いずれもプロミス取締役会の本第三者割当増資を含む本件取引に関する審議及び決議には参加していないとのことであり、また、SMFG 及び SMBC との協議・交渉にも参加しておりません。本第三者割当増資に係る平成 23 年 9 月 30 日開催の取締役会においては、上記 2 名のプロミス取締役を除く取締役全員が出席し、その全会一致により上記決議を行っているとのことです。また、当該取締役会には、プロミスの監査役 4 名全員（社外監査役 2 名を含みます。）が出席し、いずれも、上記決議に異議はない旨の意見を述べているとのことです。また、プロミスは、上記株式価値算定書と同日付で、E&Y から、本第三者割当増資の払込金額が株式価値算定書における各種法に基づく算定結果の範囲内又はそれより高いこと等を勘案し、本第三者割当増資の払込金額がプロミスの SMBC 以外の普通株主にとって一定の範囲内において財務的見地から妥当である旨の意見書を取得しているとのことです。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

プロミスによる平成 23 年 9 月 30 日付「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」によれば、本第三者割当増資により増加する株式数は 225,988,700 株（議決権数 4,519,774 個）であり、希薄化率は 167.6%（議決権における割合 178.2%）（小数点以下第二位を四捨五入）となるとのことです。しかしながら、プロミスは、上記のとおり、本第三者割当増資によって、利息返還請求への抜本的な対応により毀損したプロミスの財務基盤を早期に改善させることができるとともに、SMFG グループとの関係をさらに強化した上で、中長期的な収益拡大に向けた積極的な営業展開を実行していくことが可能となり、プロミスの企業価値及び株式価値の向上に資するものであると考えているとのことです。従って、プロミスは、本第三者割当増資における株式の発行数量及び希薄化の規模は、プロミスの既存株主の皆様にとっても合理的であると判断したとのことです。

なお、本第三者割当増資により発行する株式数及び希薄化の規模について、プロミスは、プロミスと独立した弁護士 1 名及び社外監査役 2 名の合計 3 名で構成された第三者委員会を設置し、同委員会より、本第三者割当増資により資金調達を行う必要性が認められ、また、発行方法及び発行の条件は相当であると認められる（プロミスの公開買付者以外の少数株主にとって、プロミスの本第三者割当増資に係るプロミス取締役会の決定が不利益なものでないこと、及び上記払込金額が会社法第 199 条第 3 項に規定されている特に有利な金額には該当しないことを含みます。）旨の意見を得ているとのことです。

3. SMFG グループによる取得株式数及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異 動 前 の 所 有 株 式 数	普通株式 27,926,750 株 (議決権の数：558,535 個) (所有割合：20.71%)
(2) 取 得 株 式 数	普通株式 225,988,700 株 (議決権の数：4,519,774 個) (1 株当たりの取得価額：531 円) (取得価額の総額：119,999,999,700 円)
(3) 異 動 後 の 所 有 株 式 数	普通株式 253,915,450 株 (議決権の数：5,078,309 個) (所有割合：70.36%)

(注) 所有株式数は SMFG 及び SMBC の合算です。なお、異動前の所有株式数 27,926,750 株は全て SMBC が所有しています。「異動後の所有株式数」には本公開買付けにより取得する株式等は含まれておりません。

4. 日 程

(1) 取 締 役 会 決 議 (SMFG、SMBC 及びプロミス)	平成 23 年 9 月 30 日 (金曜日)
(2) 本 基 本 契 約 の 締 結 (SMFG、SMBC 及びプロミス)	平成 23 年 9 月 30 日 (金曜日)
(3) 株 式 引 受 契 約 の 締 結 (SMFG 及びプロミス)	平成 23 年 9 月 30 日 (金曜日)
(4) 本 第 三 者 割 当 増 資 の 払 込 期 日	平成 23 年 12 月 26 日 (月曜日) (予定)

IV. 本件取引に係る本基本契約の締結について

SMFG、SMBC 及びプロミスは本日、本件取引に関する本基本契約を締結しております。詳細については SMFG、SMBC 及びプロミスによる平成 23 年 9 月 30 日付プレスリリース「三井住友フィナンシャルグループによるプロミスの完全子会社化に向けた基本契約締結等のお知らせ」をご参照ください。

V. 本公開買付け及び本第三者割当増資後の方針等及び今後の見通し

1. 本公開買付け及び本第三者割当増資後の方針等

本公開買付け及び本第三者割当増資後の方針等については、上記「I. 本件取引の目的及び経緯」並びに「II. 本公開買付けについて」の「1. 買付け等の概要等」の「(1) 本公開買付けの概要」、「(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「(4) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

2. 今後の業績への影響の見通し

本公開買付け及び本第三者割当増資に伴う SMFG の平成 24 年 3 月期業績予想の修正はありません。なお、本公開買付けの結果及び本第三者割当増資の割当先にかかわらず、本第三者割当増資の払込み完了後には、プロミスは SMFG の連結子会社となります。

【ご参考】本件取引に関連する本日付公表のその他のリリース

- SMFG、SMBC 及びプロミス「三井住友フィナンシャルグループによるプロミスの完全子会社化に向けた基本契約締結等のお知らせ」
- プロミス「三井住友銀行による当社株式等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」
- プロミス「業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」
- プロミス「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」

以 上

<ご注意事項>

- * このプレスリリースには、当社グループの財政状態及び経営成績に関する当社グループ及びグループ各社経営陣の見解、判断または現在の予想に基づく、「将来の業績に関する記述」が含まれております。多くの場合、これらの記述には「予想」、「予測」、「期待」、「意図」、「計画」、「可能性」やこれらの類義語が含まれますが、この限りではありません。また、これらの記述は、将来の業績を保証するものではなく、リスクと不確実性を内包するものであり、実際の業績は、このプレスリリースに含まれる若しくは、含まれるとみなされる「将来の業績に関する記述」で示されたものと異なる可能性があります。実際の業績に影響を与えるリスクや不確実性としては、以下のものがあります。国内外の経済金融環境の悪化、当社グループのビジネス戦略が奏功しないリスク、合弁事業・提携・出資・買収及び経営統合が奏功しないリスク、海外における業務拡大が奏功しないリスク、不良債権残高及び与信関係費用の増加、保有株式に係るリスクなどです。これら及びその他のリスク及び不確実性に照らし、このプレスリリース公表日現在における「将来の業績に関する記述」を過度に信頼すべきではありません。当社グループは、いかなる「将来の業績に関する記述」について、更新や改訂をする義務を負いません。当社グループの財政状態及び経営成績や投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項については、このプレスリリースのほか、有価証券報告書等の本邦開示書類や、当社が米国証券取引委員会に提出した Form 20-F、当社グループが公表いたしました各種開示資料のうち、最新のものをご参照ください。
- * 本公開買付けは、公開買付者により、日本で設立された会社である対象者の証券を対象として行われるものです。これらの会社は日本に所在し、全ての役員及び取締役は日本の居住者であるため、当該公開買付けに関して米国証券諸法に基づいて生じる可能性のある権利及び請求を執行することは困難な場合があります。これらの会社又はその役員若しくは取締役を、米国証券諸法への違反を理由として日本の裁判所に訴えることはできない可能性があります。また、これらの会社及びその関連会社に対し、米国裁判所の判決に従わせることは困難な場合があります。
- * 本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。) 第 13 条 (e) 項又は第 14 条 (d) 項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。
- * 公開買付者及び対象者の各財務アドバイザー、公開買付代理人並びに公開買付者（それらの関連会社を含みます。）は、日本及び米国の証券取引関連法制上許容される範囲で、対象者の株式又は新株予約権付社債を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前又は本公開買付け期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。かかる買付けは、市場内で時価で行われる場合も、市場外で交渉により決定された価格で行われる場合もあります。

- * このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、法第 167 条第 3 項及び令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、このプレスリリースの発表（平成 23 年 9 月 30 日午後東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて掲載された時刻）から 12 時間を経過するまでは、対象者の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、SMFG 及び公開買付者は一切責任を負いかねますので、予めご了承ください。
- * このプレスリリースは、公開買付者による対象者に対する本公開買付けに関する事項を一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず公開買付者が作成する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。
- * このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入の申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。
- * 国又は地域によっては、このプレスリリースの発表又は配布に法令上の制限又は制約が課されている場合がありますので、それらの制限又は制約に留意し、当該国又は地域の法令を遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、このプレスリリース又はその訳文を受領されても、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにならず、情報としての資料配布とみなされるものとしします。
- * 本件取引に関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本件取引に関する書類の全部又は一部については英訳が作成されますが、当該英訳の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。